

平成17年第5回防府市議会定例会会議録(その2)

平成17年12月9日(金曜日)

議事日程

平成17年12月9日(金曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	行 重 延 昭 君	2番	伊 藤 央 君
3番	松 村 学 君	4番	山 下 和 明 君
5番	重 川 恭 年 君	6番	斉 藤 旭 君
7番	藤 本 和 久 君	8番	弘 中 正 俊 君
9番	田 中 敏 靖 君	10番	木 村 一 彦 君
11番	山 本 久 江 君	12番	横 田 和 雄 君
13番	平 田 豊 民 君	14番	安 藤 二 郎 君
15番	藤 野 文 彦 君	16番	三 原 昭 治 君
17番	高 砂 朋 子 君	18番	今 津 誠 一 君
19番	原 田 洋 介 君	20番	河 杉 憲 二 君
21番	河 村 龍 夫 君	22番	大 村 崇 治 君
23番	佐 鹿 博 敏 君	24番	山 根 祐 二 君
25番	田 中 健 次 君	26番	馬 野 昭 彦 君
27番	中 司 実 君	28番	山 田 如 仙 君
29番	深 田 慎 治 君	30番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。23番、佐鹿議員、24番、山根議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので御了承お願いたします。

これより質問に入ります。最初は14番、安藤議員。

〔14番 安藤 二郎君 登壇〕

14番（安藤 二郎君） おはようございます。みどりの会の安藤でございます。たまたくじ運に恵まれまして、トップバッターということになりました。よろしくお願いを

いたします。

「まちづくり」と、それから「文化」についてという2点について質問をさせていただきます。執行部におかれましては、誠意ある回答の方をよろしく願いをいたします。

最初に、まちづくりについてということで、第1番目は、駅北区画整理事業についてということでお尋ねをいたします。現在、駅北6.7ヘクタールにおいて区画整理事業が実施されており、あとD、E地区を残すのみとなりました。この事業も平成20年には完了、平成21年には登記という段取りになっているようですけれども、最近多くの市民の方たちから、再開発ビルの隣の敷地はどうなるんですか、あのままですかという問い合わせ、あるいは駐車場をつくるために区画整理をしたんですかといった苦情も届いております。計画の中で言うところのA街区に相当する部分のことであります。

そこで、最初にこのA街区の整備についてお尋ねをいたします。

区画整理といいましても、当然のこととして住宅地における区画整理と中心市街地での区画整理とは、その目的とするところは異なってくると思います。中心市街地の区画整理については、区画整理の目的とともに、中心市街地整備計画の構想が加味されたものでなくてはならないはずであります。そこで、A街区の整備について中心市街地整備計画の構想、そして中心市街地の区画整理の目的、これに照らしてこれらをどのように整合されたのか、そしてまた、この現状についてどのように評価をされておるかお尋ねをいたします。

次に、今後、駅北の正面となりますD、E街区についてでありますけれども、この姿がどのような姿を予測しておけばいいのか。A街区で見られるように、いわゆる地権者の自由に任せられる予定なのか、それとも、中心市街地整備計画の構想、あるいは区画整理事業の目的に沿ってある程度の規制をかけていくのか、その考え方についてお尋ねをいたします。

第2点、再開発ビル公共公益施設の運営について。

再開発ビルが市民の新たなコミュニティセンターとしての役割を果たすべく、種々の取り組みが計画されておりますが、最も期待されているものとしては、何といたっても市の窓口業務の市民サービスを提供ということではないかと思われま。その最も身近なサービスとして、せめて住民票、印鑑証明の発行程度の窓口サービスは実施すべきだと思われま。すけれども、いかがお考えかお尋ねをいたします。

3番目、向島地区の排水対策について。

中心市街地の活性化ということは、まちづくりにとっては欠かすことのできない重要な課題ではありますけれども、多くの市民にとっては、住んでいる地域がより安全で安心し

て生活できるようなまちづくりを進めることは、また不可欠な課題と言えるでしょう。平成11年の台風によって、高潮によって、向島地区は甚大な損害をこうむりました。このときの教訓を生かして、種々にわたる対策を講じてまいりましたが、依然として慢性的な家屋、敷地への浸水は解決されておらず、この地域の人たちにとっては、いつ、どのような損害をこうむり、自分たちの生命・財産は大丈夫なのかといった不安を抱えたままの状況にあります。

地震、高潮といった突然の自然災害は予測困難であり、したがってその対策についてはなかなか難しいとは思われますけれども、こうした特別の場合を除き、通常起こり得る危険性については十分に予測できることではないでしょうか。すなわち、満潮時における海水面の高さ、各排水路出口の高さ、各地域の敷地の高さ、降雨量から推測できる水かさ、これらのデータをまとめることによって、特別の場合を除き浸水の可否については十分に予測できるはずであります。

そこで質問です。今年初め、各地区で行われました地区懇談会において、向島の全島の排水対策として、次のようなことについて検討したいとの回答がされております。すなわち、1番、土地利用状況に応じて水路を統合した後、海に排出する策、2番、遊水池を設置する策、3番、水路を拡幅改良する策、4番、ポンプを設置する策として、さらに「対策実現のためには必要な用地の寄附などをお願いすることもあるかと存じますので、その際にはよろしく御協力のほどお願いいたします」とまでの回答がされております。

さて、この回答に対してどのように検討をされたのか、もうすぐ1年が経過します。その推移について御説明ください。

次、文化についてということですが。

一言で文化といいましても、この言葉にはとても奥深いものがあります。コンクリートも一つの文化であり、ITだって文化です。このように、私たち周辺には文化と称されるものがたくさん横たわっております。しかし、文化という言葉の響きは、多くの日本人にとっては快さとか豊かさとか、味わうことができるすてきな言葉で、ある意味で心の原点かもしれません。

御存じのとおり、来年は山口県で国民文化祭が開催されます。私は、以前よりこの国民文化祭は地域の発展にとって意義深いものがあり、したがって、全庁挙げて取り組むことを提唱してまいりました。それは、こうした機会を活用して新たな文化の創造に取り組む、すなわち、平成の新たな文化創造運動を起こして防府という地域の再生を図る、そんな取り組みではないかと思ったからであります。

私は、これを機会に「防府のお土産をつくろう運動」を起こそうと提案してまいりまし

た。「お土産をつくろう運動」は文化創造運動のほんの一例にすぎません。今、文化創造の行動を起こせば、あと100年後、平成の文化をめでるときが必ずやってまいります。

そこで、新たな文化創造運動を起こす前提には、防府にはこれまで防府市民のたくみたちによってつくり上げられた文化遺産というものはなかったのかという視点で質問をいたしたいと思います。

まず、第1点、遺跡発掘調査について。

一体、この発掘調査の目的としているところは何なのでしょう。単なる趣味の世界、昔はこんな生活だったのかといった単なる懐古趣味なのか。私は、そうではないと思う。それは、調査を通して、その中には現代に継承すべき文化がないのかといったことを深く検証することではないかと思うのです。この中には、防府市民が誇りを持って語ることができ、継承していかなくてはならない文化があるのではないか。それを見つけ出して歓声を上げること、このことが発掘調査の意義であるまいかと思うのです。

先日、同僚議員の紹介によりまして、やまぐちひとづくり塾に参加をいたしました。その中で、長野県の、人口たった1万2,000人の小布施という小さな町のまちづくりの紹介がありました。そこでは、まちづくりのために、幾つかのセッションが行われておりました。ある大学の先生が、こう言われております。「歴史を掘り起こすこととは、先祖の命を受け継ぐこと、また、先祖の苦勞、喜び、悲しみをもう一度新たな命としてつくりかえ、それをよみがえらせること」と表現されています。全くそのとおりだと思います。現在、第三次防府市総合計画のうち、後期計画が策定中でありますけれども、その中でまちづくりに当たっては随所に防府らしさを強調しております。歴史を掘り起こして、先祖の苦勞、喜び、悲しみをもう一度新たな命としてつくりかえ、よみがえらせることこそが、防府らしさの原点ではないでしょうか。

本居宣長が「敷島の大和心を人問はば 朝日に匂ふ山桜花」と詠んだように、日本は桜です。小布施と言えば、栗なんです。では、防府は何ですか。ほかのまちとは違う、誇るべきものがあるのではないのか。そこで質問です。一体これまで、どれだけの歳月をかけ、どれだけのお金をかけ、一体だれのためにこの発掘調査をされたのか、そして、さらに、この調査によって防府の市民に何をもたらし、防府の文化に何をもたらしたのかについてお尋ねをいたします。

2番目、国衙跡地についてです。

この跡地は、我々防府市民に何をもたらしているのでしょうか。これだけ広大な土地を管理しているとはいえ、ほとんど何の手を加えることもなく、何年とあのままの状態にして、訪ねてくるほかのまちの人たちに、何を語るというのですか。これが、国衙跡地です

とだけ語るのか、先ほども申し上げましたけれども、防府市民が誇りを持って語ることができ、継承していく文化があるのではないのですか。防府市の文化に何をもたらし、さらに行く末、何をもたらそうとしているのか、また、そのために、今後、どのような施策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

最後に、文化維新について。

あの見るも哀れな庁舎の壁に、真新しい「文化維新」の垂れ幕があります。あの汚い壁も文化です。その壁に、皮肉にも「文化維新」です。何を語っているのでしょうか。文化維新とは一体何のことか、分かりやすく御説明ください。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 14番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、駅北区画整理事業の目的とまちづくりとの整合につきましの御質問にお答えいたします。

まず、駅北土地地区画整理事業の目的ですが、本地区は防府市の中心商業地として位置づけられており、駅周辺の道路狭隘等による交通混雑の解消や、駅南地区への大型店進出等による商店街の地盤沈下等、商業地としての活性化が急がれている中で、JR山陽線の連続立体交差事業によって生じた遊休地を活用した、駅前の中心商業業務地区としての高度な土地利用を図る必要があり、このため駅前広場、道路等公共施設の整備改善を行うとともに、宅地の利用増進を図り、防府の玄関口にふさわしい調和のとれた健全な市街地の形成を目指すとしています。これは、平成元年に策定された防府駅周辺都市拠点基本構想や、その上位計画「やまぐち未来デザイン21」及び第三次防府市総合計画のコンセプトと合致していることから、駅周辺のまちづくりとの整合性はとれていると考えています。

次に御質問の、A街区で土地の高度利用が図られていない状況に対する評価ですが、区画整理事業の施行者として、費用対効果等の事業評価は施行者の責任において行ってまいります。権利者の土地利用につきましては、換地計画の協議のころから高度利用について働きかけていますが、駅南地区で見られますように事業成果があらわれるまでには、ある程度時間を要しますので、A街区についても中・長期的展望の中で評価していただければと考えております。施行者といたしましては、面整備を行ってきた成果として、A、B街区の再開発事業区のように土地の高度利用に結びつくよう期待しているところでございます。

また、D、E街区につきましては、防府駅周辺都市拠点基本構想の中で、中心地区のメインストリートとして、また、市の玄関口にふさわしい街区形成、業務地区として位置づ

けております。施行者といたしましては、権利者の皆様が、中心市街地にふさわしい商業業務地区として、高度利用されることを期待しているところでございます。

次に、市街地再開発ビルの公共公益施設での住民サービスについてでございますが、市街地再開発ビルに設置する公共公益施設は、中心市街地のにぎわいと活性化に寄与するさまざまな機能の集積を考えまして、3階に防府図書館を移設し、2階には市民活動支援、子育て支援、生涯学習の各機能を備えた防府市地域協働支援センターを設置いたします。この2つの施設の設置は、市民の方々に多くのサービスを御享受いただけるものと考えております。

なお、当初の構想段階では、2階の地域協働支援センターのフロアに行政サービスの一つとして、証明発行コーナーを設置し、執務時間外や土日、休日の対応を掲げておりましたが、その後、実際にコーナーを設置した場合の職員の配置、発行方法の検討や必要となる経費等を考慮し、また、効果的な利用が図られるかどうかを検討してまいりました。

また、再開発ビル2階の地域協働支援センターは、当分の間、市直営で運営いたしますが、3年後には指定管理者制度を導入して、民間の方に運営をお任せすることとしておりますので、現時点では個人情報保護の関係もございまして、民間での証明発行は難しいという課題もございました。

さらに、本市が進めております第三次行政改革後期計画において、出張所の存廃についても検討されておりましたことから、設置について慎重に検討したところでございます。

執務時間外や土日、休日の発行については、自動交付機を導入した場合も職員による端末からの発行の場合も同様ですが、本市の発行システムがホストコンピュータと連動していることから、これを稼働させるには本庁の裏方も控えておかななくてはならないという状況で、コスト面から難点があります。

また、一つには、これはPRが不足であったかもしれませんが、平成7年から平成10年まで、駅前の観光案内所で住民票の取り次ぎを行いましたところ、4年間で8件の御利用しかなかったこともありまして、費用対効果を考え、市街地再開発ビルでの証明発行については、設置を見送ることとし、至近距離にあり、さまざまなサービスが備わっている市役所本庁を御利用いただくことを、市民の方々に勧めした方がサービスの面でより効果があるという結論に達しました。どうか御理解をお願いいたします。

次に、3点目の向島地区の排水対策で、これまで検討してきたことの御質問についてでございますが、向島地区には錦橋以西の小田港までに28カ所、以東の郷ヶ崎地区までの区域に21カ所、合計49カ所の中小河川や水路が存在しております。

これらの中小河川や水路は、台風や豪雨、高潮により浸水する箇所が発生することもある

り、郷ヶ崎地区の向島児童遊園や本村地区の一部については、時に浸水する現状を把握しております。平成11年9月の台風18号による被害発生以降、設計潮位や波高の見直しがされ、海岸護岸のかさ上げやフラップゲートの設置などを高潮対策事業として実施中でございます。

このような現状の中、平成16年度に行われた市政懇談会において、自家発電機を備えた排水ポンプ施設を全島的に設置するよう要望書が出されましたが、市といたしましては全島的な排水ポンプの設置は困難であることから、1つに、土地利用状況に応じて水路を統合した後に、海に排出する策、2つに、遊水池を設置する策、3つに、水路を拡幅改良する策、4つに、ポンプを設置する策の4つの方策について検討したいと回答しております。

そこで、市といたしましては、向島地区にある49カ所の河川及び水路の調査を実施し、その現況を把握いたしました。また、要望のありました湯ノ尻川河川維持工事と樋門修繕工事及び海岸高潮対策事業として、県施行による出張所東側の護岸かさ上げ工事を実施いたしました。

しかしながら、こうした一部分の工事では、根本的な浸水被害等の解決に至らず、解決に向けた手法として郷ヶ崎漁港区域においては、農林水産省所管事業である漁業集落排水施設整備事業による円滑な雨水排水対策を行う方法や、また、その他の地区においては、山地より流出する雨水を排出するための新設水路の整備や、それぞれの河川、水路への水中ポンプの設置等がありますが、それらの費用対効果等を比較検討するなど、総合的な治水排水対策について研究してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） それでは、最初に駅北の区画整理事業について、お尋ねをいたします。

最初に、A街区の状況ですけれども、御回答によりますと、高度利用についてはある程度時間を要するということでしたけれども、そもそも高度利用というのは、具体的にどうということなのかということと、時間を要するというのはどの程度の時間を要するのか、その2点についてお尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） それでは、高度利用についてはどういうことかということと、時間を要するのはどの程度かということの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、高度利用でございますけれども、都市計画の運用指針という中に、高度利用という定義がございましたので、それを御紹介申し上げますと、それによりますと、「道路などの公共施設の整備水準が一定以上の土地について、有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保などにより良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用することを言う」というふうに記載されております。

そういうことからかんがみますと、来年6月に完成する予定になっておりますA、B街区の再開発事業区は、この高度利用地区というのに指定されていますので、再開発ビルのような建物が建つ、利用形態を高度利用されているというふうに、まずは思います。そういうことでございますので、高度利用という定義に基づいて、いつごろあの残った土地が高度利用されるかという話になりますと、土地区画整理そのものの基本が個人の権利まで強制することができないという部分がございます、この事業については。

先ほど、市長も申しましたように、私どもの方としましては、事業の趣旨を説明しまして、責任者の方に一刻も早く防府市のまちづくりの方針に合った利用形態をしていただくようお願いするという方向で、折に触れ、していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） どの程度の期間かという答えは出ておりませんが、恐らく答えられないのではないかとと思いますが、期待をしておきます。

それから、次に、D、E街区の姿を示してくれと言いましたけれども、答弁では、D、E街区はどんな姿になるのかということは見えてまいりません。具体的にどんな姿にするのか、よろしく願います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 初めに市長の答弁にもございましたけれども、防府駅の周辺都市の基本構想の中で、整備方針というのを定めていまして、その整備方針に書いてあることを、市長の答弁で申したわけございまして、やはり、その防府市のまちづくり方針に従いまして、D、E街区の皆様方にも協力していただけるように、今、換地についてのいろいろ協議などをしております。地権者との交渉をしていますけれども、折に触れ、あとは要するに高度利用につながるように地権者同士で話し合っ、ぜひ協力してほしいというふうなことを啓もう普及しているという状況でございますので、これも先ほど申しましたように、ぜひ市の方からすれば、お願いすると、希望するという一方で、あとは地権者の方々に、今のこの制度で整備していく限りはやむを得ないものだというふうに考えております。

ちなみにですけれども、平成14年に区画整理法が改正されまして、高度利用地区推進型というのがございます。この制度を利用してやれば、始まる段階から建物が建つまでということを計画しますので、建物が建つことについては担保することはできますけれども、市が行っているのは、平成5年に行っていますので、もう原文も決まっていますし、これからこっちの方に移行するというのは、現実問題無理かなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 防府地区都市拠点総合整備計画書というのでできておりますけれども、これによりますと、「防府の玄関口にふさわしい、調和のとれた健全な市街地の形成を目的とする」と、あるいは「潤いと安らぎのあるにぎわい空間の創出」といった言葉に照らしてみますと、今の答弁は十分な答弁とは言えないと思います。ぜひ、この原点に戻りまして、拠点総合整備計画書に書かれているような文章を忠実に実行されるように、今後期待したいと思います。

以上でこの件について終わります。

次に、再開発ビルの公共施設の窓口サービスの件ですけれども、いろいろな面で困難なことであるということですので、それについて、何点か質問したいと思います。

まず、第1に、窓口のコンピュータシステムを動かすためにはホストコンピュータも動かさなければならぬというような話がありましたけれども、これはちょっと勘違いをされているのではないかと思います。末端にある、図書館におけるコンピュータには、既にそういった情報はすべて組み込まれておりまして、ホストコンピュータを動かすまでもなく先端でできる話でございますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） ホストを動かすか否かということですが、今、諸証明等の課税情報あるいは住民情報はホストの中に入っておりまして、それと連動させなくては動かないというシステムになっております。ですから、単独でサーバー方式を採用していらっしゃるところは、そのサーバーだけで動くわけですけれども、住民情報あるいは課税情報、諸証明情報はホストと連動させているというような状況でありまして、そういうことからホストを動かさないで平常日は諸証明ができないということを申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 総務部長さん、どの程度コンピュータの知識があたりかよくわかりませんが、もう一度、庁内でしっかりとその辺のことは詰めていただいて、今、言われたこととは違う情報が私のところへ入っておりますので、庁内でしっかりと議

論を進めていただいて、それは十分に可能であることを今後は検討していただきたいということが第1点。

それから、一度、窓口サービス業務をやったところ、4年間で8件しかなかったというふうな話で、必ずしもそういうことがサービスになるのかどうかというのがわからないというふうな答弁がありました。これはとんでもない話でございまして、この再開発ビルの公共施設をつくったのは何のためにやったかと。それは、それだけ人が来ないんだからつくらなければいいわけですよ。そうではなくて、いかに人を集めるかというために、その開発ビルに公共施設をつくるんだということであって、そこに根本的な理論飛躍があります。

ということを申し述べて、市長の言われた答弁には、ちょっと誤解があるのではないかとということで、ぜひこれは実現させていただきたいということと、もう一つは最近、改革と称して、いわゆる市民サービスを落として経費を減らすというふうな兆候が、あらゆる部課で見られております。あらゆるところ、あらゆる市民からそういう話を聞いております。私は、そうではないと思う。改革というのは市民サービスを維持しながら経費を減らすのが改革であって、市民サービスを落とすのはだれでもできます。経費を減らすのはだれでもできます。市民サービスを落とさないで、経費を減らすのが改革でございます。さらに、市民サービスを上げることだって、これは改革のうちなわけですよ。

ですから、こういう意味で今、言われたことは、ぜひ市民の方に訴えてでも、あそこの公共施設で窓口業務をやるべきだというふうに訴えていきたい、希望していきたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

この項を終わりました。次に、向島の件なんです。49カ所について現状把握をしてきた、現況把握をした。どのような現況把握をされたのか、御説明をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私の方から、今の49カ所の現状把握をどのようにしてきたのかということについて、お答えいたします。

今、ここに調査書を持ってきておりますが、今の49カ所プラス横断ものの道路に沿った水路も含めまして53カ所を今、現地を調査しております。その中で水路のみについて言いますと、改良済みの箇所がほとんどで、あと対策の必要性という水路部分については、あと3カ所対策が必要という調査をしております。

しかしながら、先ほども申しましたここの全島的な排水につきましても、先ほどの4点のポンプと遊水池等の対策が必要になってくるわけでございます。その辺で、先ほどもお答えしましたように、今後もいろいろ、今現在、県の方に高潮対策事業による堤防のかさ

上げや、それに対しての遊水池の件とポンプの設置等、今後、総合的な治水対策について進めていかないといけないということで、今の調査についての現状把握ということは、こういう形で、今のところまとめております。

今後の対策については、個々に今、堤防のかさ上げ等やっておりますが、総合的に計画を立てた上で、一つ一つその辺の排水対策を整えていかないといけないことがありますので、もう少し早い時期にはしたいとは考えておりますが、今後、防災と減災のためのソフト面も踏まえまして、進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 今後、いろいろな総合的な計画を立てると言っておられますけれども、それはいつごろまでされて、そして、来年度は何をされるのか、明確にお答えいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 来年度は、どこをどうするのかということでございますが、先ほどの水産の方の関係のメニュー等があります。これについての雨水対策事業への要望、それと土木関係につきましては、県の高潮対策事業ということで、郷ヶ崎地区から随時堤防のかさ上げ等やっております。そのあたりを平成18年の方で進めていきたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 明確なお答えが得られないのですが、今、排水路の対策ということで、河川課担当で、ある1本の排水路についてかさ上げを、今年度やられたようですけれども、この工事は引き続き他の河川についてもやられるかどうか、お尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 今、湯ノ尻川河川維持につきましては、地元の説明会とか協議会を開きまして、どのような方法がいいのかということをお説明申し上げまして協議した中で、湯ノ尻川の方のかさ上げは行っております。今後、一番浸水しております郷ヶ崎地区と本村地区があるわけですが、そのあたりについて地元の方々と協議しながら、どういう方策がいいか進めていく協議会を持とうと考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 護岸のかさ上げとかそういう問題は、今の浸水の根本的な解決にはならないわけです。今、部長が言われたように、地元との協議会を立ち上げるとい

うことですので、それに大いに期待をしたいと思いますので、積極的な対策というものを来年こそはきちんとした形で結果を出すような、そのような対策を立てていただきたいと思います。この項を終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上でまちづくりについて終わります。

次は、文化について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 初めに遺跡発掘調査についてお答えいたします。

防府市内には現在、百数十カ所の埋蔵文化財、いわゆる遺跡があり、県内でも屈指の遺跡の多いまちでございます。それは数だけでなく、弥生時代の高地性集落として著名な井上山遺跡、兵庫県産の凝灰岩でつくられた家型石棺を安置する大日古墳、そして古代周防の国の中心である周防国府跡など、原始・古代から近代までの長きにわたって、極めて重要な遺跡が存在しており、防府が県内はもとより瀬戸内地域の中で政治・経済・文化的に重要な地域であったことを物語っています。

さて、一般的に文化財は我が国の歴史、文化を理解するために欠くことのできないものであり、将来の我が国の文化の発展、向上の基礎をなすものでありますが、各地域に存在する文化財は、その地域の歴史や文化を反映した独自の価値を持つものです。その意味で、防府の文化財は私たちの暮らしにつながる先人の文化を象徴する市民共有の財産であり、誇りでもあります。そして、私たちの子孫に伝える義務があります。

その文化財の一つである埋蔵文化財は、地中に埋もれて目に見えにくいことが多く、発掘調査によってその実態、価値が明らかになるものであります。防府市では周防国府跡をはじめとする市内各遺跡の状況を解明する調査を、また、開発によって失われる遺跡については、事前の発掘調査を昭和36年度から継続的に行っており、調査経費は累計で約6億8,500万円となっております。現在、年間平均10件程度の発掘調査を実施しており、平成17年度は国府跡で4カ所、阿弥陀寺で発掘調査を実施し、また、国府跡と下右田で2件の試掘調査を行っております。

発掘調査の成果は、防府の各時代の様子、人々の生活、交流、地域文化の象徴など、多くの情報をもたらし、文書などの文字資料とあわせて、防府の歴史を語る重要な証人となっています。「防府市史」をはじめ、各調査の報告書などを刊行し、防府の歴史を明らかにするとともに、今後の文化向上の礎としたいと考えております。

文化財の保護は、まず、それぞれの文化財を調査して、その価値を明らかにし、壊れるものについては保存の対策を講じて、公開できるものは積極的に公開していくことを柱としています。これらの事業を通じて市民の皆様文化財の意義や保護の大切さを御理解い

ただき、文化財が防府市民の誇りであり、文化創造の基盤であることを伝えていきたいと考えております。

次に、国衙跡地についてお答えいたします。

史跡周防国衙跡は昭和12年6月15日に国の指定を受けました。国衙の中心である政庁の跡、国衙の遺構が広がっている国府域の東北、西北、東南、西南の四隅、国府域の西の端である大樋土手、そして港のあったと考えられる船所・浜ノ宮の合わせて約11万1,000平方メートルが指定地となっています。この史跡指定は、字名や水路、地割等から歴史地理学的方法により、中央の都を模した地方政治都市を復元した三坂圭治氏の研究がもととなっております。

国衙跡の発掘調査は昭和36年から始められ、一時中断はあったものの現在まで継続中で、平成17年度の初めの調査は151次を数えます。これまでの調査により、古代の役所建物群が10数カ所に存在し、それぞれが独立した設置計画に基づいて建設されていたことや、全国の国府の中で唯一港の施設が明らかになったことなど、古代史の研究に多くの成果を上げております。

さて、防府市の「防府」は周防国府に由来するものであり、地名がそのまちの成り立ちをあらわす、まさに典型的な例といえます。市内には、国衙跡以外にも国分寺、阿弥陀寺、毛利邸をはじめとして、近世から近代の建物を残す宮市や三田尻等々、至るところに歴史を感じさせる文化財が残っていますが、その中で国衙は、防府がまちとして形をなした先駆けであり、原点とも言えるものであります。周防の国、現在の山口県の東半分になりますが、その中で最も古い歴史のある都市ということであり、防府市民にとってそれは大変誇りに思えることではないかと考えます。

国衙にあります政庁跡地については、現在、地下の遺構を守るために盛り土をし、暫定整備を行っております。昭和30年代の発掘調査により、地下に遺構があることはわかっていますが、当時の調査は面積の狭い限定的なもので、政庁の建物の配置など具体的な遺跡の様子は分かっておりません。将来、発掘調査を実施し、かつての国衙の様子や変遷を明らかにし、遺構の復元やガイダンス施設を含めた目に見える形での整備を行っていきたいと考えております。

終わりに、文化維新についての御質問にお答えいたします。

最初にお断りですが、御質問の中にありました、文化維新と書かれた懸垂幕は山口県が作成されたものを市役所1号館に掲げておりましたが、強風の影響で破損いたしましたので、ただいま修理のために撤去しております。

さて、国民文化祭は、国民の文化活動への参加意欲にこたえとともに、国民の文化活

動の水準を高めるために開催されるものでございます。そして、この国民文化祭の事業は、全国各地で一般の方々がふだんから行っている文化活動を、全国的な規模で発表し、競演し、交流する場を提供することによりまして、広く文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促し、あわせて地域文化の振興に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実を図ることを目的として開催されるものでございまして、文化庁、都道府県及び市町村の共催によるものとなっております。

平成18年11月に山口県で開催されます国民文化祭についても同様でございまして、防府市で開催いたします大茶会と文芸祭の2つの事業も文化庁や山口県と協議を重ねながら、連携して開催準備を進めているところでございます。

御質問いただいております、懸垂幕に書かれている「文化維新」という言葉につきましては、参加するすべての人々が、自分自身、そして文化を見詰め直し、再発見し、交流により新しい文化をつくり出すきっかけとなるように、山口県において「文化維新」というテーマを設定されたものでございます。共催者の防府市もこの「文化維新」というテーマに沿って、大茶会と文芸祭の2つの事業に取り組んでおりまして、それゆえに山口県にも開催経費を負担していただいているものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 御丁寧な御回答をいただきまして、ありがとうございました。

実は、先日、防府市文化財講座というのに出席をしまして、感動をいたしました。それは以前から、文化財保護課にはその道に精通したすばらしい男性職員が1人いるということは認識をしておりました。しかし、この文化財講座に接して、改めてもう1人すばらしい女性職員がいることを発見しました。こんな防府市にもこんなにすばらしい職員がいるということで、感動をいたしました。

しかし、とても残念なことは、その先がない。彼女は一生懸命になってやっておりますけれども、その先、行き着くところは何なのかということが全く見えていない。それは何か。壇上からも申しましたけれども、先祖の苦勞、喜び、悲しみをもう一度よみがえらせること、そういういわゆる発掘調査等の本当の目的を持っていない。ですから、彼女は一生懸命、発掘に汗をかいておりますけれども、その先、何を出そうとしているのか、何を防府市民に伝えようとしているのか、防府の文化に何をもちたそうとしているのか、その論点が欠けております。そういう意味で、今、教育長からお話がありましたけれども、その中からもその片りんを少しうかがうことができませんでした。ぜひ、そういう視点で今後発掘調査等、また国衛跡地の調査については十分に配慮していただいて、防府市から防府らしさを発信するのは歴史しかないわけですから、そういう視点をきっちりと持ってい

ただいて、調査していただきたいということを要望しておきます。

それから、もう一つ、私は防府市のお土産をつくろう運動を起こそうと提案をいたしました。これは、文化創造運動の一つであることを壇上で申し上げました。どうしても私は、これを実現すべく一つの実行に移させていただきました。その意志を貫徹すべく、佐野窯に大井先生という先生がいらっしゃる。これは、防府では余り知られておりませんが、いわゆる全国的にいますと、大井先生といえはすばらしい高名な先生でいらっしゃいます。この方に、私は実はお願いをしまして、エヒメアヤメを絵柄にしまして、1枚の小皿を焼いていただきました。これは、今年の春からデザインプラザに、私は展示しております。これは、御希望があれば、あらかじめ言っていただければ、焼いていただけますということで展示しておりますが、まだ、その引き合いはありません。しかし、私はどうしても防府の文化をどこかで発信すべく、そうした一例をやらせていただきました。こんな貴重な人が、こうやってわざわざ1枚の小皿のために、大井先生に、手を煩わせていただいたわけです。そういう方もいらっしゃるわけです。

ですから、我々はもっと防府らしさとは一体何か、もっと原点に戻って考えるべきときではないかと思われまますので、今後ともひとつ、ぜひそういう視点で防府を見ていただきたい。そして、お願いですが、一度デザインプラザに赴かれて、その焼いた小皿を、隅の方にありますので、ひとつごらんいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で14番、安藤議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は19番、原田議員。

〔19番 原田 洋介君 登壇〕

19番（原田 洋介君） 通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

今週になって、山口県でも初雪が舞いました。いよいよ本格的な冬の到来でございます。この地球上に生きる動物というものは、生存本能を持っております。厳しい冬を乗り切るため、秋にしっかり栄養を摂取し、皮下脂肪を蓄積し、体温を保持しよういたします。私も秋に栄養をしっかりと摂取し、冬の備えを万全にしていまいりました。そのおかげで家ではほとんど暖房器具を使うことはありません。一応、ファンヒーターも出してありますが、朝起きるときに数十分使用するだけで、灯油もほとんど使いません。先週こたつも出しましたが、ヒーターのスイッチを入れることはめったにありません。そんな、地球にやさしい会派息吹、原田洋介が環境行政について質問をさせていただきます。執行部におかれましては、心がぽかぽかと暖かくなるような御答弁、よろしくお願いを申し上げます。

本年、2月に京都議定書が発効されることとなり、我が国の温室効果ガス削減目標である1990年比マイナス6%の達成に向け、官民一体となってさまざまな取り組みが行われているところでございます。この夏には、冷房温度を高め設定し、温室効果ガス排出を減らしていこうというクールビズの取り組みが一大ムーブメントを巻き起こしました。電力業界の試算によると、このクールビズの採用により、6月から8月までの間、国内全体で約8万トンのCO₂削減の効果があったとされています。ここ市役所におきましても、6月から9月にかけてクールビズが採用されました。このほか、積極的に節電に取り組まれるなど、庁内挙げての取り組みには敬意を表すものでございます。言うまでもなく、節電をすることは、地球温暖化のためではなく、限りある資源を大切にすることにもつながっております。

私が生まれたころ、1970年代の初頭には、石油はあと30年でなくなると言われておりました。その後、新たな油田の発見などにより、あと数十年は大丈夫であろうと言われておりますが、いずれにしても限りある資源でございます。今、省エネルギーは、ただ節約するということだけではなく、新たにエネルギーをつくっていく、新エネルギー創造への創造の時代へと変わってきております。

先日、埼玉県企業局の庄和浄水場というところに見学に行かせていただきました。この浄水場では、浄水した水を送水ポンプで各地の配水場に送水しているのですが、それと同時に、非常用として場内の貯水タンクに送水をしています。これまでは、この送水の圧力が高過ぎるために減圧する弁を使って圧力を落としておりましたが、この減圧弁のかわりに水力発電の装置をかまして発電を行っておられます。水流がタービンを回すことで圧力が減少し、いわば一石二鳥という取り組みでございます。ここで発電された電気は場内の電気の一部を賄っており、年間約300万円の電気代が節約されております。この発電装置の設置には、約3,000万円の費用がかかったそうですが、年間300万円の経費節減ということは、約10年で元が取れるという計算になります。

このほか、この浄水場では職員の方々による省エネルギー委員会という組織が結成されており、水力発電のほかに活用できる余剰エネルギーはないだろうかという研究が、日々行われております。その中での意見から、浄水場施設に太陽光発電なども取り入れられております。その浄水場での取り組みが評価され、この庄和浄水場だけでなく、埼玉県企業局挙げて各事業所に省エネルギー委員会を組織し、職員の方々によって日々研究がなされている、そういう運動に広がっているようでございます。

また、過日、建設委員会の行政視察で、神奈川県川崎市に視察に行かせていただきました。川崎市では、大正から昭和にかけて急激に工業化が進みましたが、海水や大気汚染

などの公害問題が著しく、一般市民の間でも「公害のまち」という悪いイメージが植えつけられました。近年は、その悪いイメージを払拭すべき新エネルギービジョンを策定されるなどして、新たに環境都市川崎を目指し、さまざまな環境対策がなされております。この川崎市でも、水道のむだな圧力を利用した省水力発電などが行われておりますが、それと並行して市内でむだなエネルギーはどれほどあるのかという調査を進められました。その結果、上下水だけでも約400万キロワットのエネルギーがむだになっており、これがいろいろなエネルギーに活用できるという結果が出されたそうでございます。こういった調査・研究は、これからの自治体は取り組んでいかなければならないことだと思っております。

総合計画の施策の柱に、「元気に住める環境づくり」をうたっている防府市としても、これからこの時代をリードするような新しいエネルギー創造に取り組んでいかなければならないと考えますが、防府市としての考え方をお聞かせいただければと思います。そして、そのために市民・有識者等を交えた新エネルギー創造への調査研究会を設立してはどうかと思いますが、その考えについてもお伺いをさせていただきます。

次に、教科書の採択について、2点ほど質問をさせていただきます。

去る9月1日、山口県教育委員会から、来年度から4年間、県内の中学校で使用される教科書の採択結果が発表されました。この教科書採択の過程において、山口県が姉妹都市縁組をしている韓国、慶尚南道から県内の各市町村の教育委員さんの自宅等に書簡が送付されていたことが、一部、新聞の報道などにより明らかになりました。その数は、県全体で180通以上にも上るということでございます。教育委員さんだけではありません。山口県知事に対しても慶尚南道知事より書簡が届いていたそうでございます。

この教科書採択に対する韓国からの書簡については、10月の参議院予算委員会でも取り上げられました。その中で紹介された事例ですが、とある地区のとある地域の教育委員会では、委員が採択協議会の中でこういった韓国からの書簡を延々と読み続け、他の委員が制止しようとしても延々と読み続け、その行動に大きな圧力を感じたという委員の方もいらっしゃったそうでございます。

我が国の教育政策の根本をなす義務教育の教科書採択について、このような圧力があるということはまさに異常な事態であると言わざるを得ません。我が防府市にも韓国からそのような書簡が送られているものと思いますが、それはどのようなもので、教育委員会はそれに対し、どのような対応をなされたのか、お伺いをいたします。

続いて、2点目の質問です。

今回の教育委員会での教科書採択に係る調査研究会の会議録を拝読させていただきますし

た。前回、平成13年に行われました平成14年度からの採択の会議録を拝見いたしますと、発言される委員さんのお名前が明記をされております。また、昨年行われました、本年度から使用されている小学校の教科書採択に係る調査研究会の会議録を拝見いたしましても、委員さんのお名前が明記をされております。しかし、今回の議事録では、委員長さん以外はA、B、C、Dとアルファベットで委員さんが表記され、どなたが、どのような発言をなさっているのかがわかりません。なぜ、今回このような匿名の議事録になっているのかに疑問を感じてしまうわけですが、どうしてこのような匿名の議事録になっているのか、その理由をお尋ねいたします。

以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 19番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、環境行政についての御質問にお答えいたします。

今日の環境問題は、社会経済活動の拡大などにより地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の存続基盤そのものが損なわれるおそれが生じており、CO₂の削減や省資源、省エネルギーなど、地球規模で解決に取り組む重要な課題となっております。地方公共団体におきましても、行政・事業者・市民がそれぞれの役割分担のもと、自らできることから取り組み、省資源・省エネルギーなどを実践し、環境への負荷を軽減していくことが重要であると考えています。

一方、エネルギーは、現在社会の基盤として欠くことのできない要素ですが、その量に限りのある大切な資源でございます。その有限な資源も、我が国においては、石油をはじめとした大部分を輸入に依存しているにもかかわらず、核家族化などの社会構造の変化や、便利で快適な暮らしを求める私たちのライフスタイルによって、エネルギー消費量が増加しているのが現状です。地球環境への配慮、あるいは限りある資源の有効活用のためにも、私たちはできるだけ少ないエネルギーで生活することが求められているところであり、省資源とともに新たなエネルギーをいかに活用できるかということが重要になってきております。

新エネルギーには、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、廃棄物発電・熱利用、燃料電池、地熱利用など、さまざまなものがあります。いずれも環境にやさしく、省資源化を図れるものとして、これらの有効活用はこれからの社会に必要不可欠なものであると認識しています。

市におきましては、これまで公共施設等の整備に当たって、常に環境保全、省資源、省エネルギー、維持管理コストの削減といった観点から検討し、太陽光発電施設等の設置を

行ってまいりましたし、今後も施設整備に当たって、新エネルギーをできる限り生かしてまいりたいと考えています。

また、現在、市では地球温暖化防止などの地球環境問題を含めた今後の環境保全施策の指標とすべき、防府市環境基本計画の策定作業を進めており、先日、議員の皆様には計画案の概略を説明させていただいたところでございますが、この計画の中で行政・市民・事業所の役割をうたい、市においては、事業の実施等に際し、省資源、省エネルギーなど、環境に配慮した取り組みに率先して努めることとしているところでございます。

新エネルギーの利用につきましては、さまざまなアイデアや方策があり、市のレベルで実施できるもの、あるいは国・県や民間事業者において実施していただくを得ないものもあることと思いますが、できる限り有効に活用することができるよう、今後、庁内組織として設置を予定しています防府市環境基本計画推進委員会において検討するとともに、さまざまな場面で市民の皆様の御意見、御提言をいただきながら活用方策を検討してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） ありがとうございます。

今、市長から御答弁いただきましたけれども、新エネルギーの必要性を十分に認識され、また今後、前向きに検討していただけるものと受け取らせていただきました。ここで、いろいろ簡潔にさまざまな事例を紹介させていただいて、要望とさせていただきたいと思っております。

今、この新エネルギー創造ですが、山口県内でもさまざまな取り組みがなされております。風力発電におきましては、昨年の11月に平生町の大星山山頂に大きな風力発電の発電所が完成いたしました。この風力発電所は、1時間当たり最大出力1,500キロワットという結構大きなものなんです。また、今年の3月になって長門市になりました日置町に、国内最大級、1時間当たり1,950キロワットの出力を擁する風力発電というものも設置をされました。そして、この10月には、下関市になった豊北町で、国内最大規模、1時間当たり最大出力2万5,000キロワットにもなる、発電機12基からなる風力発電所の工事が着工いたしました。この風力発電所は来年8月から試験運転を始め、来年中には本格稼働の予定で、この発電所が稼働すれば1万5,000世帯分の年間の電力需要を賄えることになるそうでございます。このほかにも現在、周防大島町などで風力発電所の計画等、なされているようでございます。

また、周南市鹿野にある畜産業者におきまして、来年2月から、農場での豚の糞尿から

発生させたメタンガスを燃料にする畜産バイオマス発電設備を稼働させることになりました。この発電により光熱費などが年間約1,300万円削減できるそうでございます。これは原油に換算すると、年間6,100キロリットルに相当し、CO₂排出は年間約140トンも削減ができるそうでございます。

こういった県内の取り組みは、いずれも民間主導での取り組みなんですが、今、全国各地の多くの自治体で、自治体主導でもこういった取り組みというものはなされております。

青森県の方では、八戸市で地域新エネルギービジョンというものを作成され、環境先進都市の創造に向けて、官民、地域が一丸となって新エネルギー創造に取り組んでおられます。この地域は、青森県としても環境エネルギー産業創造特区として申請をし、認定を受けておまして、まさに県・地方自治体、そして産学一体となつての取り組みが進められております。

ここでは、風力、バイオマスのほか、いろいろな下水処理汚泥の中から発生されるバイオマス等も、今、実用化がされておまして、これは独立行政法人である新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と一緒にそういったバイオマスによる発電機というものの本格稼働が、今年度よりスタートをしております。

また、滋賀県の竜王町というところでは、地域の再生計画の柱として地球環境、エコというものを取り入れていらっしゃいます。ここでも、いろいろな木質のバイオマスによる発電であったり、そしてまた、町の中のいろいろな廃油、家庭から出たり、いろんな飲食業店から出た食用の廃油を原料にしたバイオディーゼル燃料（BDF）というものを精製するプラントをつくりまして、市内のいろんな公用車や市内を回るバスなどで、このBDFの燃料を使うバスを導入されております。

そのほかにも、町が一丸となって環境にやさしい町ということを前面に訴えて、いろいろな農村の中に還元される堆肥のプロジェクトであったり、環境にやさしい農村ということを地域再生のキーワードとして、まちづくりを進めていらっしゃいます。

同じく滋賀県の高島市では、休耕田に菜種を植えて菜種油のバスを運行するなど、このあたり琵琶湖周辺の地域が一体となって地球環境にやさしいプロジェクトを進めており、そして、それを地域のまちづくりの根本として、その地域をPRする施策として、このまちづくりというものを考えていらっしゃいます。

こういった取り組みが、その町のアイデンティティーというものを形成するという事例ですので、防府市にも誇るべき自然もありますし、そういった取り組みというものを地域一体となって進めていくことによって、環境にやさしいまちということで全国にPRもできるようになると思います。

そして、この防府にあります大平山で、以前、風力発電の可能性等、調査がなされたということもお聞きしたことがあるのですが、それは事業化に至らなかったそうなのですが、もし小規模のものでも、そういった風力発電の風車等ありましたら、山頂公園にそういった風車があれば、必ず防府の観光シンボルになっていたのではないかなというふうな気がいたします。今、山頂に立派な公園ができましたし、そこに観光のシンボルがあったということは、本当に全国各地、県内をはじめいろいろなところから、その大平山を目指して、皆さん訪れてくれるようになるのではないかなというような想像もしたところですが、現に平生にあります大星山の発電所であったり、日置の千畳敷にある大きな風車というものは、その観光のシンボルにもなっているものでございます。そういったこともありましたので、ぜひ先ほど御答弁にもありました環境基本計画の推進委員会の中でも、こういったものを御検討いただくようお願いをさせていただきます。

また、全国の都道府県をはじめ、多くの地方自治体におきまして、新エネルギー導入のビジョンというものも作成されております。こういったものも、ぜひ一緒に御検討いただければというふうに思っておりますので、これも要望とさせていただきます。

いろいろこの議場の中も少々汗ばむような感じがいたします。1日も早く、この議場、そして議会棟にもウォームビズを取り入れていただきますよう、これは私個人の希望なのですが、そのことをお願いいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 総務部長、環境行政について。

総務部長（嘉村 悦男君） 御要望の中で、大平山の山頂に風力発電をとということでございますが、私どもも新エネルギーということで大平山一帯に風力発電所の誘致等、かなり検討させていただいて、具体的なところまでの計画書等もいただいたわけですが、大平山一帯に、あるいはそれから小野にかけて20基ばかりの大規模な風力発電というものを誘致しかけたわけですが、御存じのように大平山山頂に、いわゆるテレビ塔とかFMのアンテナが立っておりまして、いわゆる風車の回転から出る電磁波等がそれらを阻害するということで、やむなく誘致を断念した経緯がございます。大平山の風車は大変いい御提案と思うのですが、いわゆる電波障害を起こすということで、適さないということで断念した経緯がありますので、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） ありがとうございます。

ちょっと先ほど言葉足らずだったのですが、そのような話はいろいろとお聞きしまして、十分に認識しております。その風力発電に限らず、いろいろな、八戸で取り組んでいらっしゃる下水汚泥から発生するメタンの発電であったり、いろいろなことが可能性あ

ると思います。例えばなんですけれども、これからいろいろ、防府の自衛隊で昼間、一生懸命ランニングしていらっしゃる方とかいっぱいいらっしゃいますので、そういった方々にローラーで走っていただいて発電するとか、市役所でもお昼休みになると桑山に上がっていらっしゃる方とかたくさんいらっしゃいますので、その市の方々の健康維持のためにも、そういったウォークマシンで、いろいろ発電とかそういうものを今後、もしかすると研究がなされて実用化・商品化されてくるかもしれません。そういったことも含めて、ぜひ今後の検討の課題として新エネルギー創造を考えていただきたいというふうに思いますので、これは要望とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） それでは、以上で環境行政について終わります。

次は、教科書採択について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 教科書採択についての御質問にお答えいたします。

まず、教科書採択にかかる大韓民国からの書簡についてお答えいたします。

教科書採択に係る大韓民国からの書簡は、6月中旬までに届いた7通と、その後届いた2通の合計9通が届いております。その内訳は、大韓民国の中学生から3通、高校生から1通、中学校長から3通、高等学校長から2通であります。これとは別に、日本国内の関係団体からも2通の書簡が届いております。

大韓民国からの書簡の内容は、我が国と大韓民国との友好関係の進展を趣旨としたものであり、特に中学生、高校生の書簡は、両国の未来の友好関係構築への熱意が感じられるものでした。その他の書簡には、特定教科書を採択しないようにという要望もありましたが、その書簡自体の趣旨は、あくまでも今後の両国の友好関係の一層の推進を目指すものでございました。

以上が、書簡の内容でございます。防府市教育委員会としては、これらの書簡に対して特別な対応はしておりません。

次に、教科書採択に係る教育委員会調査研究会議事録についてお答えいたします。

教科書採択については、公正かつ適正な採択のために、静ひつな環境を確保するよう文部科学省から通知されておりますことは、御案内のとおりでございます。防府市教育委員会といたしましては、各委員個人への働きかけ等を防ぎ、静ひつな採択環境を確保するための手だての一つとして、議事録を匿名とした次第であります。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） ありがとうございます。

まず、大韓民国からの書簡についてなんですが、今、その中身、中学生や学校長から何通ということをお返事いただきました。ですが、いろいろ県内の調査をいたしましても各市町村、届いている内容というのが、このように中学生から二、三通、学校の校長先生から二、三通というような割合で各自治体に届いております。一般的に普通に考えて、韓国に住んでいらっしゃる中学生とか、この防府の教育委員さんの住所とかお名前を、普通に考えて、御存じないわけございまして、明らかにこういったものというのは組織的にというか、意図的にそういった形で送りつけられているものだというふうな推察ができるわけでございます。

今回、この書簡について、特に取り合っていないということで安心はいたしました。しかし、恐らく、また4年後には、このような異常な事態が起こることだろうと思います。今後もこのようなことがわかって、今回のような冷静な判断をしていただくことをお願いいたします。

そして、議事録の方なんですが、静ひつな環境を維持するためという御返事ございました。今回、お隣の、吉佐と一緒に採択をする山口市の方の協議会の議事録も拝見をさせていただきましたが、その議事録にはしっかりと教育委員さんのお名前と、そしてその発言というものははっきりと書かれております。こういった教育委員さんの選任というものは、議会に諮られるものですので、私の考えといたしましては、委員さんの発言される内容、考え方というものをしっかりと理解しておかないと議会で判断できないわけでございます。

これはいろいろな考え方があるかもしれませんが、ぜひ今後、この教科書の採択というものは、この国の未来を担う子どもたちに大きな影響をもたらす、非常に大切な問題でございます。その方策等も、またその4年後に向けてしっかりと研究をされて、今後に生かしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で19番、原田議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は2番、伊藤議員。

〔2番 伊藤 央君 登壇〕

2番（伊藤 央君） 会派息吹の伊藤央でございます。午前中、最後の質問者になるかと思いますが、もうしばらくおつき合いをよろしくお願いいたします。それでは、通告に従い質問させていただきます。

去る10月31日、障害者自立支援法が衆議院本会議で可決成立し、来年4月から段階

的に施行されることとなりました。これまで、身体、知的精神の障害種別ごとに分かれていたサービス体系を一元化し、障害者に対する在宅サービスなどの支援費制度の対象外とされてきた精神障害者も、同じ制度を利用できるようになるという一方で、障害者などが障害福祉サービスを利用した場合に、原則 1 割の負担を求めるものであります。

利用者の負担分については所得等に応じ上限を定めることとなっておりますが、負担増に対する障害者やその御家族の不安というものは大変大きく、作業所に通ったり、介助ヘルパーを利用することが困難になると、障害者の社会的つながりを断ち切ることになり、引きこもりを生むことにもなりかねないという心配の声も上がっております。

障害者及び障害児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスにかかる給付、その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する、こういったものをその目的としているこの法案の成立ですが、多くの障害者やその御家族の方が反対され、国会でも審議が難航し、衆議院解散に伴い、一度は廃案となったことも、負担増によって生じる経済的な不安にその理由があるかと存じます。

障害者自立支援法の問題点、これは多くあると思いますが、今述べましたその目的自体はノーマライゼーションの理念にのっとったものであると考えられます。ノーマライゼーションとは、この社会は障害のある人もない人もともに存在していることが正常な状態であり、社会福祉とは特別な状態をつくり出すことではなく、ノーマルな状態に戻すことであるとする考え方、すなわち、障害者がごく自然に健常者とともに社会参加できるような状態をつくり出すべきであるという考え方ではありますが、その社会参加の最も基本となるものは職業を通じての社会参加であり、そのためには障害者の能力・特性に配慮した雇用の場の確保が重要なものとして位置づけられるわけであります。障害者の就労・雇用の場の確保ができてこそ、障害者の自立という言葉をも最も具体的に実現する経済的な自立、これとつながるのではないのでしょうか。ノーマライゼーションを具現化する社会実現への努力は、国民全体の有する責務であります。

昨年、6月に調査された障害者雇用状況によりますと、山口県内の1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業の実雇用率は、前年度より0.19ポイント上昇しており、2.11%となっております。これは全国第1位であるとも聞き及んでおります。しかし、まだまだ十分な数字とは言いがたく、本市においても障害者の雇用の場の確保に取り組むことが必要であると考えます。

そこで、質問でございますが、防府市では障害者の就労・雇用の問題について、どのよ

うに考え、また、この問題に対してどのような取り組みを行っているのかお尋ねをいたします。

そして、障害者の有する能力や特性に応じ可能な限り一般企業へ就職し、経済的な自立を図ることが望ましいと考えますが、自治体によっては独自の方法で就職のための訓練指導、また雇用主への指導などを行っているところもございます。例えば、庁内の業務を通じて一般企業への就職のステップとしての訓練を行うといった取り組み、本庁内や来年完成する再開発ビルに設置される防府市地域協働支援センターや図書館の中などに喫茶などのスペースを設け、そこを訓練の場にするなどといった取り組みはできないものでしょうか。

以上、障害者の就労・雇用の問題について2点、お尋ねをいたします。誠意ある御回答をお願いいたしまして、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 障害者の就労・雇用の問題についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本年10月末に成立しました障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援を目的に提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、新たに共通の制度のもとで、一元的に提供する仕組みを創設することを目的とした法律でございます。

御質問の障害者の就労・雇用の問題の防府市としての考え方及び現在の取り組みについてでございますが、障害者が地域社会の中で安心して生きがいを持って暮らせるよう、雇用の場、生活の場を確保し、障害者の自立の道を開き、社会参加を進めていくことは、防府市といたしましても大変重要な課題であると考えております。

障害のある人の就労機会の拡充、就職活動の支援については、防府公共職業安定所が中心となって積極的に行っているところですが、関係者の御尽力の結果、16年度の防府公共職業安定所管内の民間企業における障害者実雇用率は2.43%で、法定雇用率の1.8%や全国平均の1.46%及び県平均の2.11%を上回っております。

現在、全国で養護学校の卒業生の半数以上の55%が福祉施設へ入所され、そのうち就職を理由に福祉施設を退所した方は、年間1%という実態を踏まえて、自立支援法におきましては、福祉施設から一般就労への移行を促進するための就労移行支援事業が創設されました。本市といたしましても、福祉と雇用の連携による就労支援の強化を行うこの事業

を効果的なものとするためにも、その体制の整備に取り組んでまいります。

さらに、防府公共職業安定所などの関係機関との連携のもと、法定雇用率達成に向けた制度の周知徹底、各種助成制度やジョブコーチ制度をはじめとする各種支援制度の普及・啓発などにより、障害者雇用に対する理解を促進してまいりたいと考えております。

次に、障害者が一般企業へ就職するための訓練・指導等の取り組みについてでございますが、一般企業で働くことが困難な障害者の方に対しましては、授産施設や福祉作業所等におきまして、働く場や日中活動の場を確保いたしまして、各福祉施設と連携を深めながら支援を行っているのが現状でございます。

お尋ねの、再開発ビルに設置される防府市地域協働支援センターあるいは図書館で、就職のためのステップとして訓練等を行うことにつきましては、現時点では考えておりませんが、防府市身体障害者福祉センター内がございます生活支援センターにおきまして、少人数ではございますが、一般企業への就職のためのステップアップといたしまして、障害者の方の臨時職員としての雇用を試行的に実施することを考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（伊藤 央君） 前向きな御答弁ととらえさせていただきますが、御承知のとおり、障害者の雇用促進等に関する法律に基づきまして雇用率というものが定められているのが、常用雇用者数56名以上規模の企業、これが1.8%、そして常用雇用者数48人規模の特殊法人及び独立行政法人には2.1%、こういった法定雇用率が定められております。そして、もちろん国・地方公共団体にも2.1%という雇用率が義務づけられておりますけれども、現在防府市自体、この雇用率を達成できている状況でしょうか。状況をお知らせください。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） お答えします。

議員さん御指摘のように、地方公共団体は2.1%以上雇用するという定めとなっております。本市の職員の現在の障害者の雇用率でございますが、1.69%というふうになっております。法定雇用率を下回っているのが現状でございます。市としましては、これまでも職員採用で障害者枠を設定して優先的に障害者の雇用に努めてまいりましたけれども、例えば、15年度も、16年度も障害者枠の試験を行いましたけれども、合格された方が採用を辞退されたり、あるいは受験者の得点が合格基準点に満たなかったといったところで計画どおりに障害者の採用が進まなく、結果として法定雇用率を達成していないということについては、大変残念に思っております。今後も法定雇用率を念頭に置きながら、

障害者の採用について、また、来年度もですけれども、重点的に障害者枠で試験等をしていきたい、そのように思っております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 2 番。

2 番（伊藤 央君） 一応、枠は設けているけれども、基準に満たないなどの理由で達成していないということですが、例えば、採用試験を受ける方自体の数を増やすような周知の努力とか、そういったことも必要だと思います。これを達成するための具体的な目標とか、期限目標とか数値目標とかそういったものは今、定めて、例えばこういった取り組みをしている、努力をしているというものが、現在ありますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 身障者の採用試験ですが、当初始めた、かつて20年ぐらい前は、始めたときには養護学校とか御案内に行っておりましたが、最近は、今年はありますかということで、先にその試験の状況等をいわゆる養護学校からお尋ねが来ておりますので、必ず御連絡を申し上げているというような状況です。ということで、受験者は結構、例えば15年度でも5名お越しになりまして、2名の合格を出したわけですけれども、うち1名はよその自治体に行かれたと。あるいは、16年度におきまして7名受験に来られまして、ほぼ合格を出すべき寸前までいきましたら、他の自治体に受かったので辞退したいというようなお知らせをいただいております。

ですから、1つには集まらない理由といたしましては、障害者の採用試験というのが県内の統一試験でなくて 通常の場合は県内一斉に13市が統一試験をやるわけですけれども、統一試験を行わなくて、各自治体がおののくにやっているという状況でありまして、受けに来られる方が複数の自治体をかけ持ちをされているという実態がございます。したがって、一番有利なところに一番近いところに就職をされるということで、毎年、15年度も16年度も合格証を出しても辞退、あるいは合格証を出そうと思ったら先に辞退とかいうところで、私どもも大変残念に思っているというところであります。

議長（久保 玄爾君） 2 番。

2 番（伊藤 央君） 重複して合格された場合、なぜ防府市を選んでいただけないのか、大変残念であります。指導的な立場にある事業所として、雇用率の達成というのは急務であると考えます。早急に2.1%の雇用率というものを達成されるように努力されることを御要望いたします。

続いてですが、昨年6月の先ほど出ました調査ですが、防府市の民間雇用率は2.43%ということであり。これはもちろん全国的に見ても大変高い水準ではある

のですが、この数字を詳しく見てみますと、2.43%をはじき出す分子となる数字、つまり民間企業で働いていらっしゃる障害者の方の数ですが、ダブルカウントされているものも含めて161名ということになります。

それで、私が調べた結果ですが、昨年6月の調査時、精神障害者というのはこの数に加えておりませんので、身体、知的という分け方にはなりますけれども、この161名という内訳、身体障害者が144名、知的障害者が17名ということでありました。ということで、おわかりになるように知的障害者の就労というものには、いまだかなり大きな壁があると、身体障害者の方に比べてかなり困難であるという状況であります。

この知的障害者の方の就労・雇用への取り組みというものが、実は大変重要な問題であると考えておるわけでありまして、市としてもさらなる取り組みが必要なのではないかと申し上げておるわけであります。

前述の障害者自立支援法にも市町村等の責務として、「市町村は障害者が自ら選択した場所に居住し、また、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所、その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うとともに、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと等の責務を有する」ということが定められております。

トライアル雇用、ジョブコーチといった支援制度、助成制度、まだまだ御存じでないという企業も多いかと思えます。特に、この調査の対象に入っていない小規模な企業の方では、御存じない方が多いかと存じます。これまで以上に、その周知に努めていただき、また障害者の生活、就労・雇用の実態をさらにつぶさに把握していただき、必要な施策を講じていただくことが肝要ではないかと存じます。

ここで、先日視察に行つてまいりました杉並区の例を御紹介させていただきたいと思えます。杉並区には、区の出資でつくりました財団法人杉並区障害者雇用支援事業団、通称ワークサポート杉並というものがありまして、障害者の雇用促進と職業安定を図り、職業を通じて社会参加することでノーマライゼーションの実現に御努力をされておるところでございます。この前身となった杉並区障害者事業団では、一般企業などへの就労が困難な障害者に就労機会を提供するということが目的としていました。障害者の職業自立を図るためには、就労支援業務の追加というものが不可欠ということで、障害者雇用支援センターの指定を受け、現在の形となっております。通常の、福祉作業所なんかにある場内作業といったものを通して、おのおのの能力や適性などを見きわめるほか、財団が「てんとう虫」という喫茶・軽食の店を区役所とか区民センター、またスポーツセンターなどの中

で4店舗ほど経営されております。この中で、食器洗い、調理補助、ホール係など、仕事の中で身だしなみやあいさつ等、就職に必要な職場での基本的なルール、こういったものを身につけ、一般企業への就職の支援をされております。また、図書館での業務、区役所内での業務を通しての訓練も行っておられます。

一般企業で仕事を始める際には、ワークサポート杉並の職員がジョブコーチとなられ、仕事面・職場生活面のコーチ役として付き添う形でスタートをされます。もちろん、その後のフォローアップもされております。結果、平成10年から7年間で55名の一般企業への就職を支援され、また、今年度においては25名の就職を目標とされているということでありました。

先ほど、お聞きしましたように防府市では法定雇用率というものをまだ達成していないとのことですし、ぜひ本庁内での業務、それから先ほど申しましたように、市役所の中や地域協働支援センターの中にカフェを設置するなど、その中での仕事を通して訓練を行う、また図書館の業務を一部委託するような話もあるということでございますから、例えばその業務を通じての訓練などということも考えられると思います。そのほか、いろいろな工夫ができると考えられますので、ぜひ前向きにお取り組みをいただくよう御要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、2番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、4番、山下議員。

〔4番 山下 和明君 登壇〕

4番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして質問させていただきます。介護保険制度についてであります。

介護予防サービスの強化を柱とする介護保険制度改革関連法が、6月22日に成立いたしました。今回の改正は介護保険がスタートした2000年4月以来、初めての見直しとなり、予防サービスの導入はもとより、施設における保険給付の効率化や地域密着型サービスと呼ばれる新たなサービス体系の導入、そしてサービスの質を確保し向上させるさまざまな対策が生まれ、将来を見据えた重要な法改正となりました。しかし、反面、複雑な仕組みを持つ介護保険制度になったものだと感じております。

同法改正の予防サービスは、介護保険の対象外と判定された高齢者らが要支援・要介護状態になるのを防ぎ、自立した生活の継続を後押しする地域支援事業と、そして軽度の要介護者を対象に筋力向上トレーニングなどを行い、重度化を防ぐ新予防給付の2段階でサービスが提供されることとなります。予防サービスが効果を上げることによって、高齢者

の健康寿命が延び、保険料の上昇が抑制されることが期待されるところであります。

しかし、こうした介護保険の大改正が成功するかどうかは保険者である市町村の取り組み体制、そしてスタッフの人材確保と養成にあると言われており、役割は一段と高まりました。そこで、市町村の役割として予防サービスに関しては、新予防給付の対象者を決定するとともに責任主体となって、予防プランの作成などを行い、また、地域支援事業を実施しなければなりません。加えて、市町村は小規模多機能拠点や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスの事業者を指定し、指導・監督する立場となります。さらに要介護度の認定に際して必要な訪問調査については、従来民間事業所も行えたが、一部に事業所によってサービス事業が過度に掘り起こされているとの指摘もあり、初めての認定審査を受ける場合などは、原則として市町村が実施することとなりました。

予防サービスも地域密着型サービスも、質のよしあしによって結果が大きく違ってきます。例えば予防サービスの筋力向上トレーニングは、単に筋力を鍛えるものではなく、使わなくなった筋肉を動かし、心身ともに機能の回復を目指すもので、仲間との交流を通して楽しく安全にトレーニングを維持する工夫も必要であり、効果を高めるには専門的な知識とノウハウが欠かせないと言われております。

いずれにせよ、今回の同法改正は多くの問題を抱えての新出発となりましたが、市町村の力量が試されることとなり、最大限の努力をお願いするところであります。

そこで、お尋ねをいたします。

最初は、地域包括支援センターの創設についてであります。

公正・中立な立場から総合相談、支援、介護予防のマネジメントを担う中間機関として、地域包括支援センターを創設し、地域支援事業と新予防給付の2段階で、明年4月より予防サービスを提供することとなりますが、重要な役割を担う地域包括支援センターのスタッフ体制と同運営協議会の体制はどのようにされるのか、あわせてお伺いいたします。

次に、地域支援事業の創設についてお尋ねいたします。

この事業は要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進する事業であります。同事業実施までの期間は短いですが、介護予防の審査、スクリーニングはいつごろから実施されるのか、お伺いいたします。

2点目、事業の内容からして要支援・要介護になるおそれの高い者等を対象にするとされているが、地域支援事業の対象者と事業規模はどの程度になるのか、お伺いいたします。

3点目、委託されるとは思いますが、筋力トレーニング等を受け入れる介護支援事業者との連携が不可欠となります。受け入れ側の進捗状況について、お伺いをいたします。

次に、新予防給付の創設についてお尋ねいたします。

対象者については、介護認定審査会において現行の要介護状態区分の審査に加え、高齢者の状態維持・改善の可能性の観点で踏まえた明確な基準に基づき、現行の認定審査項目79項目に加え、生活機能を評価する調査項目を追加し、主治医の意見書においても生活機能の評価が拡充され、要支援及び要介護1のうち、改善の可能性が高い方々を対象とします。よって、要支援者は新予防給付に、要介護者は介護給付と、サービスが分かれることとなります。新予防給付の審査、スクリーニング対象者は現行の要介護1の方となりますが、周知のため、調査については内容通知を送付されると思います。実施までの期間が短いですが、介護予防マネジメントも含め地域包括支援センターで対応していくこととなるが、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

2として、要介護1であった方が要支援と判定されることによって、新予防給付区分になると、既存のサービスを提供されていた方が、例えば、家事代行型の訪問介護を受けていた方が、新予防給付によって筋力向上、栄養指導等が主体となり、家事代行については原則行わないとなれば、不満と混乱が生じかねません。理解を得るための対応について、あわせてお伺いいたします。

次に、地域密着型サービスの創設についてお尋ねをいたします。

同サービスは、要介護者が住みなれた地域で生活を継続することができるようにするため、通いを中心として要介護者の希望に応じて、随時自宅への訪問や泊まりを組み合わせ、在宅での生活継続支援をしていくサービス基盤を図るものであります。例えば、地域密着型サービスに含まれるものは、小規模店30人未満の介護老人福祉施設、小規模店30人未満で介護専用型の特定施設、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、小規模多機能型居宅介護、そして地域夜間訪問介護が挙げられます。こうしたサービスのできる事業所を指定し、高齢になって介護が必要となっても、住みなれた地域で生活ができるサービス基盤を整備するのも市町村の役割であります。地域密着型サービスの創設について御所見をお伺いいたします。

2として、また、こうした適正なサービス基盤を整備するに当たり、国では地域介護福祉空間整備等交付金が準備されていますが、同交付金の活用についてあわせてお伺いいたします。

次に、介護保険料についてお尋ねいたします。

来年度は、介護保険料の見直し時期となりますが、当面の問題として16年度、17年度の税制改正による影響に加え、保険料再計算による引き上げが見込まれます。作業中だとは思いますが、税制改正の影響を受けるとされる高齢者、第1号被保険者の影響人はどの程度見込んでおられるのか。

2として、保険料基準額はどの程度上昇するのか。3として、税制改正の影響によって、保険料額5段階方式において保険料率の高い方へと変動があると思いますが、影響はいかがでしょうか。4として、集中する段階の層では区分し、軽減を図るため、保険料5段階区分を6から7区分する必要があると思いますが、御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時59分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開します。午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

4番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 介護保険制度についての御質問にお答えいたします。多少長くなりますが、お許しをいただきたいと思います。

御質問の地域包括支援センターの創設についてでございますが、この地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で継続して安定した生活を送るために、介護保険のサービスを中核として保健・医療・福祉の専門職相互の連携やボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域のさまざまな資源を統合した包括的なケアを提供することを目的とした、地域における総合的なマネジメントを行う中核機関として位置づけられております。

地域包括支援センターの設置につきましては、おおむね人口二、三万人に1カ所で、人員配置基準としては、1、保健師または地域ケア・地域保健等の経験者である看護師、2、社会福祉士、3、主任介護支援専門員を、各1名ずつの職員配置が目安となっております。本市においておおむね3万人に1カ所とすれば、設置箇所数は4カ所となります。しかしながら、人員配置の必置条件である3職種の確保が短期間では困難なこと、業務量や運営財源等を考慮した結果、当面の体制としては直営方式で、設置箇所数は1カ所、設置場所は市役所内と予定しております。

ただし、将来的には日常生活圏域ごとに1カ所設置し、各センターが各エリア内で最も効果的・効率的に機能を発揮できるよう、新予防給付の対象者の増加や財源等を考慮しながら、専門職の配置の拡充等を含め検討してまいりたいと考えております。

スタッフ体制としましては、地域で培ってきたノウハウやデータを生かして、継続的な

ケアが可能である等のメリットを勘案して、既存の地域型在宅介護支援センターや社会福祉事業団の職員を派遣職員として、保健師等3名、社会福祉士3名、主任介護支援専門員2名の計8名と、新たに嘱託職員として雇用します介護支援専門員等5名とパート事務員1名の合計14名の体制で実施する予定としております。

また、本市の職員につきましては、地域包括支援センターの運営に関する指導・支援や介護給付費請求事務等に関する事、地域包括支援センター運営協議会の事務に関する事等の業務にかかわり、センター長1名、保健師2名、事務吏員1名の計4名を予定しております。

また、地域包括支援センター運営協議会でございますが、市町村において厚生労働省令の中で、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑適正な運営を図るため必置が規定されており、構成メンバーについては居宅介護支援事業者を含む介護保険サービスの事業者、医師、介護支援専門員等の職能団体等、介護サービス利用者、第1号・第2号被保険者、高齢者団体、介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、ボランティア団体等で構成されております。

なお、既に開催いたしました地域包括支援センター運営協議会の中で、地域包括支援センターの設置に関する事及び職員の確保に関する事項につきましては、審議・承認をいただいております。

次に、地域支援事業の創設でございますが、制度改正が施行される平成18年4月から実施いたしますが、生活機能低下の対象者の早期把握としては、健診や関係機関（これは医療機関や民生委員等を含めますが）からの連絡、介護認定非該当者、訪問活動等により把握をしていくようになります。特に新しい制度の健診から把握される対象者につきましては、例年、基本健康診査が6月から実施されますことを踏まえ、実質は年度途中からの把握になると思われます。その時期につきましては、現在調整をしているところです。

また、その対象者としては、高齢者人口の5%である約1,300人を想定し、事業規模は給付費総額の2%で、約1億4,000万円になると考えております。

なお、基本的には地域支援事業は市町村事業でございますが、事業の専門性等を考慮し、民間活力の利用も視野に入れており、筋力トレーニング等の介護予防事業につきましては、制度改正をにらんで、既に多数のサービス事業者の問い合わせがあるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、平成18年1月中旬には、事業者説明会を開催し、事業者登録をしていただく予定にしております。

次に、新予防給付の創設についてお答えします。

今回、創設された新予防給付は、介護保険法の基本理念である自立支援を踏まえ、生活

機能の維持・向上の観点から既存サービスの内容、提供方法や提供期間が見直されています。また、心身機能を維持・改善し、できる限り自立した生活を目指した新たなサービスが導入されます。

新予防給付に該当する方の人数につきましては、第1次要介護認定モデル事業等の結果をもとに約1,800人と試算しております。

御指摘のとおり、平成18年4月1日以降の新制度のもとに要支援者となった方は、本人の同意に基づき、新たな予防給付を地域包括支援センターがかかわる介護予防マネジメントにより受けることとなりますが、これらの方については、新制度におけるサービス内容の変更及びサービス受給までの過程の変更等で、混乱の事態を危惧しますので、介護認定審査判定結果を本人の元へ通知する際には、変更点について具体的にわかりやすく説明したパンフレット等を添付したいと考えております。

なお、新予防給付の対象者となる方は、平成18年4月1日に、それまで要支援の認定を受けていた方が、一度に新予防給付の対象者になるのではなく、それらの方々は平成18年2月から平成19年2月ごろまでの約1年をかけ、介護認定審査会において認定審査判定を受けていくこととなりますので、平成18年4月以降、毎月徐々に新予防給付の対象者が増えていくこととなります。

また、御質問の内容の中に、家事代行型の訪問介護を受けていた方が、新予防給付によって筋力向上、栄養指導等が主体となり、家事代行については原則行わないとの御発言がありました。これについて国は、「新予防給付については、既存のサービスを生活機能の維持・向上の観点から、サービス内容、提供方法、提供期間等を見直し、家事代行型の訪問介護については必要性、期間、提供方法の見直しをする」としており、家事代行が受けられなくなるのではございません。一部の不適正なケースの適正化を目指すもので、一律に廃止になることはございませんし、マネジメントの段階で、できる限り本人等の理解を得られるよう努めてまいります。

いずれにしましても、これまで介護保険のサービスを使っておられる方の中に、制度改革に伴い平成18年4月以降、サービスに内容変更が生じたり、また、サービス受給までの過程等が変わる方がおられるため、今後さまざまな手段や方法を用い、市民の方に制度の周知や説明を行い、理解を求めていきたいと考えております。

次に、地域密着型サービスについてでございますが、この地域密着型サービスについては、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で生活できるようにするという観点から、原則として日常生活圏域内のサービス利用及び提供が完結するサービスとして創設されました。

また、主な特徴として、原則、所在市町村の住民の利用のみが保険給付の対象となることや、保険者たる市町村がサービス事業者の指定、指導監督権限等を有することが挙げられます。本市といたしましては、改正法に定められた地域密着型サービス運営委員会を立ち上げ、鋭意準備を進めているところでございます。既に制度改正をにらんで、多数のサービス事業者から問い合わせがある状況でございます。

今後のスケジュールといたしましては、平成18年1月中旬には事業者説明会を開催し、サービス事業者の受付を予定しております。

また、適正なサービス基盤整備に対し、国の地域介護・福祉空間整備等交付金制度がありますが、本市の施設整備状況から優先順位が低いことや、補助金を頼らない民間サービス事業者の意欲の尊重等を勘案して、この制度を活用しない方針としております。

次に、介護保険料の見直しについてお答えします。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える社会保障制度であり、高齢者も被保険者として保険給付費の一部を保険料として負担していただいております。この保険料は、本人の課税状況や所得状況、世帯の課税状況などをもとに段階が設定されております。

今回の保険料設定の見直しにおいては、現行の第2段階、市民税非課税世帯に属する低所得者層の負担能力に大きな開きがあることから、より所得の低い方の負担を抑えるため、合計所得金額と公的年金収入額の合計額により、新第2段階と新第3段階に細分化されました。

また、今回の保険料の設定に当たっては、この制度改正とあわせて税制改正の影響も留意する必要があると考えております。

この税制改正の影響を受ける方としては、市民税非課税から課税となる本人及び市民税非課税から課税となる方が同じ世帯にいる市民税世帯非課税者の方とされ、本市では第1号被保険者の約23%の方が影響を受けると見込んでおります。

その対応といたしまして高齢者の非課税限度額の廃止、平成17年度の税制改正については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険においても同様に、平成18年度から2年間で保険料を段階的に引き上げていくことになっております。

こうした状況を踏まえて、基本的にはこれまでの保険料設定の考え方と同様に、保険料の設定をしまいたいと考えております。

長くなりましたが、以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） 答弁、大変長いことありがとうございます。

それでは、地域包括支援センターの創設についてであります。同制度の改正におきましては、新たに設けられる介護予防支援事業の主体となるのは地域包括支援センターであります。壇上でも申しましたけれども、地域包括支援センターは、当制度改正の重要な役割とポジションであろうかと思えます。しかも、業務範囲は多岐にわたっておるわけであります。

先ほど答弁で、地域包括支援センターにつきましては、1カ所庁内に設けて直営方式ということで、理想的には4カ所がふさわしいということございましたけれども、来年度出発であるわけでありまして、そのスタッフ体制につきましても14名、派遣も含めてということで、この14名がふさわしいのかどうなのか、よくわかりませんけれども、14名の体制でいくと。運営協議会につきましても聞いておりましたけれども、重層的な体制で構成を図っていただけるのかなと、このように感じております。

これからの準備と、実施となる18年度においては、大変慌ただししいとは思いますが、初年度は十分なスタッフで手落ちなく、適切なサービスが利用者に提供できるようにお願いをしたいところであります。

次に、地域支援事業の創設についてでありますけれども、この事業は要支援・要介護状態になることを防ごうとする事業であります。要は、少しでも健康寿命を延ばしていこうということが目的であるわけです。それで、御答弁いただいた中の審査対象者選びにつきましては、通常の基本健康検診、6月からということで年度の途中から具体的に対象者選びに入ろうかとは思いますが、御答弁の中に、この地域支援事業の対象者につきましては約1,300人想定をしておると、高齢者人口の5%だということでありまして、事業規模についても1億円を上回る事業規模になるわけでありまして、そこで質問をさせていただきますが、この筋力トレーニング等を受け入れる参入支援事業者の指定はこれからだとは思いますが、この事業で参加していただく対象者の人数1,300人を示されましたけれども、そうした人たちを新たに受け入れなければならない体制を、組まなければならないサービス支援事業者、これにつきましてはいつごろまでに整うと思っておられるのでしょうか。もう少し具体的に、受け入れ態勢についてお伺いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 地域支援事業の中の事業者の体制についてということですが、9月現在で事業者の参入意向調査を行っております。現在、市内介護サービス提供法人等につきましては63法人がございまして、今の地域支援事業の中では運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等ございまして、重複いたしますが、114法人において受け入れをしたいという要望が出ております。

時期につきましては、現段階ではまだ、具体的にいつから始められるという状況には至っておりません。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 4 番。

4 番（山下 和明君） 一緒に聞けばよかったですでしょうが、あわせて当事業に、いわば利用される方の利用料負担につきましては、どの程度の金額を想定されているのでしょうか、お伺いします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 利用者負担ということでございますが、これは、いわゆる介護予防事業全般の均衡を保つということもありますので、最小限の負担はお願いしたいというふうに考えておりました、現在、検討しております。また、低所得者の方につきましても負担軽減措置を講じるということで、これは現在、検討しております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4 番。

4 番（山下 和明君） 詳しい金額については、条例の関係もあるわけでしょうが、この場でどの程度というような数字というのは非常に難しいかとは思いますが、それで、先ほどの 114 法人が受け入れできるのではというようなお話もありました。この件につきましては、次の新予防給付事業の中でもう一度質問したいと思っておりますけれども、この同事業の対象年齢というのは 65 歳以上の介護保険制度の中となっております、そこで提案ではございますけれども、この介護予防の重点施策である当事業を軌道に乗せるために、この事業の対象年齢を少し下げて、63 歳、まあ 64 歳を受け入れることができないものか、御所見をお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 現在、65 歳を 63 歳なり 64 歳なりにしてはどうかということでございますが、65 歳未満の方につきましては、現在介護予防の観点から既存の老人保健事業を実施しております。したがって、65 歳未満の方につきましては現在の老人保健事業で対応しておりますので、その事業等の評価をもとに内容についてまた、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4 番。

4 番（山下 和明君） 今、申されました老人保健事業、これは 40 歳からが対象になるわけですね。たしか、社協とか事業団の方に、事業的には委託しておられるというよ

うな内容だろうと思うんですが、もう少し詳しくこの既存の老人保健事業と、中で対応していくということですが、具体的にはどのような対応が今までされてきたのか、お伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今現在、実施しておる老人保健事業ということでございますが、これは今、健康増進課が市の保健センターで実施しております。内容につきましては、健康教育あるいは健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導、食生活改善案の指導等、こういうものが主な内容でございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） 主にお若い方なんかというより、その介護保険のよりお若い60代並びに申しましたような方々については、病院の入院をされてその退院後に機能回復を、身体回復を図るということで利用していらっしゃる方が、聞いてみましたら多いようであります。

それで、私が今申しておりますのは、その多くの、先ほど申されたような法人が、事業者が参入してくるわけですね。そうしますと、身近な場所にそういった事業者が施設を構えて参入してくるわけです。ですから、この地域支援事業、要するに介護保険の適用外とされた、要するに要支援になる前の、少しお元気な方を対象にしておられるわけですから、それが身近にあらわれてくるわけですね。ですから、こういった老人保健事業の中でおやりになっておられるのであれば、一緒にあわせておやりになられたらと思うんですよね。例えば、63歳、64歳については老人保健事業の中だと、それで65歳以上については介護保険の中で適用していくという、それで、身近なそういう施設等で、どうかなということで、これは提案でありますので、早い時期からトレーニングを開始していくということが健康寿命を延ばすことにつながるわけでありまして、そうした対応が将来の保険料の上昇を抑制するということになると思いますので、この提案につきましては、ぜひ検討なり研究をしていただけたらと思います。さっきの老人保健事業であれば、箇所が市内で2カ所程度ぐらいだろうと思いますので、そういったことで申しておるわけでありまして。

次に、新予防給付の創設についてであります。さきに厚生労働省のモデル事業の中間報告 もうこれは御承知だとは思いますが、厚生労働省が今年の4月19日に発表したものですが、介護保険制度改革関連法案の柱である介護予防サービスの効果などを検証したモデル事業の中間報告をまとめた、筋力向上トレーニングに参加した高齢者のうち43.9%で要介護度の改善が見られたほか、身体の痛みの緩和や心の健康など、

生活の質の面でも効果があったと。厚生労働省は統計的に一定の介護予防効果があると言えと分析をしております。今改革で、2006年度から導入予定の新予防給付は、軽度な要介護者らに筋トレや栄養改善、口腔ケアなどの介護予防サービスを提供していくという、これがもとでこういったことで事業が創設される運びになったということは御承知のことであろうかと思えます。

そこで、新予防給付の対象者は要支援と認定された方が対象となるわけではありますが、新たな区分で要支援1、要支援2に該当される方は何人と推定されておられるのか、あわせて新予防給付の対象とされる人数はどの程度見込んでおられるのかお伺いしたいと思います。先ほど答弁であったかもしれませんが、聞き漏らしておりましたので、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） これは第3期の介護保険事業計画につきまして、現在の想定数でございますが、要支援1、要支援2合わせまして、平成18年度で1,843人、平成19年度では1,887人、平成20年度では1,919人、これが現在の介護保険事業計画上の想定数でございます。

以上です。（「新予防給付の対象人数」と呼ぶ者あり）対象者数でございますが、平成18年度が4,623人、平成19年度が4,609人、平成20年度が4,668人が想定数でございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） すみません。少し私の質問が悪かったのかもしれませんが、この新予防給付の対象となる人数、どの程度想定しておられるのかお伺いをしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今の対象となる方ということでございますので、ちょっと細かく申し上げますと、要支援1が966人、要支援2が877人で、1,843人、これが平成18年度、それと平成19年度が要支援1の方が989人、要支援2の方が898人で計1,887人、平成20年度が要支援1の方が1,005人、要支援2の方が914人で1,919人というふうに想定をしております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） そうしますと、要支援1、要支援2に該当される方が、平成

18年から平成20年に、平たく申せば1,800人から1,900人が、要するに対象になると。これは1年をかけて介護認定審査会で、いわば決定していくわけであります。しかし、この1,800という数字が必ずしも、いわばこの事業の対象人数になるとは思えません。やはり拒否されたり、いろいろ事情があろうかと思えます。そうした意味で、この1,800ないし1,900人のうち、どの程度この事業で想定しておられるのかといったことをお聞きしたかったんですけれども、数字が出てまいりませんので、これ以上申しません。

それで、先ほどの地域支援事業と同様に、指定を受ける介護予防サービス事業者の受け入れ態勢が整うかどうかの問題であるわけでありますが、新予防給付と地域支援事業を受け入れる事業者は同一事業者なのかお伺いをしたいと思います。例えば、Aという事業者が新予防給付と地域支援事業の両方の事業を受け入れていくものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今の御質問でございますが、各サービス事業者につきましては、その施設の特徴がありまして、中には二、三対応が可能なところもございますので、私どもが考えておりますのは、基本的には現在、居宅サービスをしておられる方が、新たに介護予防サービスの事業者の指定を受けられるであろうということと、今、議員さんがおっしゃいましたように、その施設によっては両方への対応をされるということもあるというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） そうしますと、居宅サービス事業者が、そのままこういった給付並びに支援事業のサービス事業者となっていくわけでありますが、新予防給付におきましては、約1,800人から1,900人が対象、プラス、先ほど申しましたこの地域支援事業では1,300人という数字が示された。合わせましたら3,000人を超える対象者ということになるわけですね。これを要するに、対応していくということになるわけでありまして、各事業所においてはトレーニングマシンとか、機種などを用意したり、専門的知識を持ったインストラクター・トレーナーの人材育成も図っていかなければいけないわけでありますが、現状は大変厳しいと思うんですけれども、この点についてどうなんでしょうか。事業者というのは地域支援事業を受け入れる、新予防給付も受け入れる、そして従来からやっている介護給付、要介護1、2のそうした方々も対応していくという、3つの事業を、要するにしていかなければならないということでありますけれども、この

点についてはいかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） これは、新たな事業がこれから始まっていくということとございまして、我々も現在の状況の中から、いろんな想定をした中で物事を組んでおりますので、確かに議員さんがおっしゃいますように、困難な部分もあるかと思えますけれども、その辺については、また、事業者の方と十分に協議をしながら事業の進捗を図れるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） また、一人ひとりが受けるトレーニングのメニューとかコースについては、これからプランをお決めになられるかと思えます。よろしくお願いをしたいと思えます。

それと、先ほど壇上でも申しましたけれども、そういった対象者に対する周知をパンフレット等もつくっていかれると思えますけれども、やはりこれだけの大きな、私は改革だと思えますので、なかなか理解を得るのにも、きめ細かい対応が必要ではなからうかと思えますので、その点についてもよろしくお願いをしたいと思えます。

それと、次に、地域密着型サービスの創設についてでありますけれども、このサービスは要介護者が住みなれた地域で生活ができることを目的としたサービスでありますけれども、先ほど答弁で、こういった整備をするのに国の交付金については当てにしないと、活用しないということ、方針を明言されましたので、これはいいです。

そこで、地域密着型サービスの中で注目すべきは、小規模多機能型の居宅介護であろうかと思えます。ここが私は、注目すべきであろうかと思っております。分かりやすく言いますと、民家、まあ空き家を活用して、通いのデイサービスを中心に宿泊もできるショートステイ、ヘルパーが訪問する、しかも24時間365日対応のできる居宅介護のサービス拠点が、今後身近な場所に設置されることが求められてくるとは思えます。

ここで質問いたしますけれども、介護保険事業計画において、こういった小規模多機能型の拠点をどの程度の区域、範囲に設置をしていったらよいのか、理想があるかと思えますが、配置について検討されておられると思えますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今の御質問は、どのぐらいの事業所設置ということでよろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは、現在、市長の答弁の中

にもございましたように、いわゆる3万人を一区切りといたしましたときに、大体市内4カ所、4圏域というふうに、今考えておりますが、私どもで想定しておりますのは、現在の段階で言えるのは、平成20年度までに1圏域ごとに2事業所程度であろうというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） 今、4圏域と申されましたが、これはある資料で目にしたわけですが、将来的にこういった小規模多機能型の居宅介護の事業者参入というものは、理想的には中学校校庭に1カ所は必要かというふうに、私はいろいろな資料を読むにつけ、そのように感じております。それに近づくのがいいのではないかとということで、これは要望ということで。

最後になりますけれども、介護保険料の見直しについてであります。

壇上でも申しましたけれども、16年度の税制改正によって公的年金控除の最低控除額の引き下げ、140万円から120万円になったということと、17年度改正には、この高齢者の非課税限度額の廃止、125万円以下のものについては住民税が非課税、これが廃止というふうになったわけでありまして。それで、その税制改正による影響の人員は、先ほど言われたか、ちょっと私も聞き漏らしたかもしれませんが、この防府市に与える影響のパーセントでも人数でも結構なんですけれども、どの程度の影響人員となるのか、その辺について聞き漏らしておれば、この場でもう一度お願いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） これは、先ほど市長の答弁の中にもございましたが、現在、この影響を受けると思われる方は、第1号被保険者の約23%の方に影響があるであろうというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） 第1号被保険者の23%の方が影響を受けるとということで、大変大きな影響となるわけでありまして。答弁にもございましたけれども、介護保険料については、経過措置として18年度から2カ年で段階的に引き上げて、2段階的に引き上げとなっておりますわけでありまして、根本となる税制改正はさまざまな制度の条件に影響を与えてまいります。特に介護保険料には大きく影響を与えて、また加えて、来年度は保険料再計算による見直しとあわせて保険料負担の増額は、年金生活者の家計を圧迫することは言うまでもございません。現在、介護保険料の基準額は月額で計算しましたら3,725円、

これが5段階方式の真ん中の3段階目にある基準額であります。

私は、壇上で質問したんですけれども、基準額については聞く方も聞く方かと思えますけれども、今この段階で、きちんとした何千何百何円ということ言えば、当然その数字だけが走りますし、ひとり歩きしますし、当然条例改正が伴うものでありますので、控えさせていただきましても、その保険料基準額が基準になるわけですから、まあ基準額になっているんですけれども、少しでも下げていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。また、保険料の段階区分において軽減が図られないものなのか、その点についても、当事者の立場に立って最善の検討をお願いするところでありまして、ところによれば、8段階という方向性を出した市町村もあるわけでありまして、よろしくお願いをしたいと思えます。

最後になりますが、今回の介護保険制度の改革は多くの課題を抱えての新出発となりますが、さらにこの制度が発展し、充実できるよう最大限の努力を傾けていただきたいことを要望して、質問を終わりたいと思えます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 以上で、4番、山下議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、22番、大村議員。

〔22番 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） それでは、通告に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、平成18年度予算編成に当たり、御当局の御所見をお伺いいたします。

我が国の経済情勢は一部に持ち直しの兆しが見られるものの、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。本市といたしましても例外でなく、平成17年度当初予算においては、財源の主軸をなす市税収入の大きな伸びが見込めない上、いわゆる三位一体改革により国庫補助負担金の廃止、縮小や地方交付税の抑制が行われており、引き続き厳しい状況にあると言えます。平成18年度予算編成方針では、単独市政となった今、「将来的にも安定的な財政運営が可能となる基盤づくりに向けての第一歩を踏み出す予算」との大方針のもと、行政改革の徹底、着実な実行及び安心・安全で快適な市民本位のまちづくりの推進を基本として、これらを具現化すると述べられております。

5月に公表された中期財政見通しによると、平成21年度までの試算では、今後毎年10億円程度の財源不足が生じる見通しとなっており、また、ごみ焼却場の整備をはじめとする行政需要への取り組みや、市民ニーズに対応した諸施策展開のための経費の必要性

など、財政見通しは決して楽観できるものではないものと言えます。

10月の一般会計決算特別委員会での16年度の実質収支は約18億7,000万円の黒字となっており、こうした中、安心・安全で快適な市民本位のまちづくりの推進とは裏腹に、市民生活に密着した行政サービスが停滞していると言えます。

6月に日本経済新聞から発表された「全国優良都市ランキング（サービス度・革新度で測る自治体の経営力）」によると、「公共料金、施設数、補助制度を比べる行政サービス度」では、回答のあった683市区のうち340位、「情報公開、住民参加の仕組み、施設の利便性を比べる行政革新度」では659位、全国10万都市での偏差値がワーストワン、つまり最下位となっております。こうしたことを踏まえ、平成18年度予算編成に当たり、具体的にはどのような予算を目指されるのか、その骨子・規模についてお伺いいたします。

2番目、市民生活に密着したきめ細かい道路、河川等、単独事業の整備についてですが、先の16年度決算特別委員会委員長報告でもありましたように、ここ近年、道路の維持補修を要する路線が至るところに見受けられます。河川についても、後段でも触れますが、市街地における治水対策としての、ポンプ場までの導線整備を優先的に行うなど、市民生活に密着した住環境の整備、めり張りのきいた予算編成を強く望むもので、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

3点目、こうした厳しい財政見通しの中、当然、歳出の改革が必要であります。防府市土地開発公社及び防府市土地開発基金、そして防府市農業公社のあり方についてお尋ねいたします。

まず、公共用地の取得ですが、公有地の拡大の推進に関する法律により先行取得としておりましたが、地価の下落により本来の目的を果たさなくなった現在、廃止すべきものと考えます。

次に、5年目を迎える防府市農業公社の運営状況、事業内容を見る限りにおいて、無人ヘリによる収益なしでの独立採算は非常に厳しいと言えます。今後の対応について、御所見をお伺いいたします。

4点目、索道事業の今後の対応についてですが、毎年約8,000万円の繰入金をする中で、既に耐用年数は過ぎ、山頂公園整備後における大平山索道事業検討協議会への対応も後送りされるなど、現下の財政状況のもと、どのようにされようとしておられるのか、また、市民からの要望の強い谷間の遊びの広場のトイレの設置について、どうされるのかお尋ねいたします。

平成18年度予算編成のキャッチフレーズ、「行政改革の徹底、着実な実行」及び「安

心・安全で快適な市民本位のまちづくりの推進」、すなわち市民サービスを低下することのない行政改革を目指されるのですが、以上申し上げました現実との整合性について、市民ニーズにどうこたえられようとされるのかお伺いいたします。

次に、災害対策についてお尋ねいたします。

本年8月末、アメリカ、ニューオーリンズを襲ったハリケーン、カトリーナは最大のカテゴリー5に発達し、多くの犠牲者を出しました。わが国においても9月上旬に、台風14号が襲来、宮崎においては年間雨量の半分に当たる1,000ミリ、時間雨量100ミリという驚異的な記録に達しました。山口県においても、西側流域の河川が氾濫し、家屋が浸水するなど、また山陽自動車道の崩壊による犠牲者なども出ました。お亡くなりになった方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。我が市においても、満潮時における海岸線の高潮などによる一時避難もありましたが、幸いに大事に至りませんでした。水防関係者の御努力に感謝申し上げます。

今、異常気象の原因として地球温暖化の進行などが言われており、もはや天災は忘れたころにやって来るのではなく、日本全国、世界全体を見ても、日常茶飯事に起こっております。こうしたことから、住民の防災意識の高揚を図ることはもちろんのこと、危機管理体制の強化、危険箇所の計画的改修が求められております。

そこで、まず、高潮対策についてお尋ねいたします。

平成11年の台風18号による高潮被害による護岸整備などは、平成14年度から護岸高の見直しが図られ、年次的に整備されております。

一方で大切なのが、数多くある樋門の管理体制の確立でございます。現在、市内には52の樋門と28のポンプ場があり、管理区分は河川課13、下水道建設課25、農業農村課32、林務水産課10と聞いております。樋門管理人は平常時から冷静沈着な判断力、体力と行動力を備え持つ必要があります。このように多くの樋門を管理していることから、少なくとも年1回以上の防災訓練を実施されるべきだと思います。

一方、ポンプ場、排水機場については、管理体制がまちまちで、緊急時における危機管理機能の強化のためにも、一元化することが急務と言えますが、御当局の御所見をお伺いいたします。

2点目として、治水対策についてお尋ねいたします。

まず、市街化区域における浸水区域の把握についてでございますが、今日、山地にしても農地にしても、宅地開発により雨水の保水機能とか遊水機能が全くなくなっております。市内でも市街地では宮市町、千日町、平和町、多々良、惣社町、国衛、緑町の一部、そして牟礼の岩畠などでは大雨になると浸水箇所が生じておりますが、一向に改善されていま

せん。これらをどの程度把握されているのか、また、要因として次の3点を指摘いたします。

1つは、総合用水堰における農業用水取水計画の見直しです。大雨のときには道路から流出する排水は、用水路の増水により排出機能を果たさないことが言えます。こうしたことから、調整樋門の基準、取水制限など、抜本的な見直しをする必要があると言えます。

2つは、市街地市道の側溝浚渫土の除去についてです。古い側溝の蓋は厚さ13センチメートルのコンクリート製で、長い年月土砂が堆積し、道路排水の役割を果たしていない箇所が随所に見かけられます。地元の陳情に対して、泥上げ機を貸すので、地元で対応してほしいといった状況が今日まで続いております。道路幅員が狭い上、車両の往来が激しい中、蓋は重たく危険であり、まず不可能と言えます。なぜ計画的にも浚渫土が除去されないのか。

3つは、市内主要幹線道の排水対策についてです。先ほど触れましたが、大雨のとき、道路から流れる排水は用水路の増水によりはけ口がなくなる状態になります。主要幹線道、特に旧国道262号線、現県道54号線周辺は、建設当時からの問題箇所と言えます。

先進地では、雨水貯留浸透事業として公園とか道路下に貯留槽を設置したり、施設の側溝を浸透枮とそれをつなぐ浸透トレンチに改築されるなどされ、雨水流出の抑制、水環境の有効利用を図られています。国・県の協力を得て、改善すべきものと思いますが、御当局の御所見をお伺いいたします。

我が市の都市下水による雨水対策がおくれていることから、総合的には長期的対策として青井手水系を中心とした、古浜からの南北幹線水路の築造が効果的であると思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

一方、浸水対策の一環として市民の協力も必要です。他市においては不用となった浄化槽を雨水貯留槽に転用したり、庭に浸透枮、貯留タンクを設置し、水中ポンプなどで庭木への散水をすることにより、雨水流出の抑制、浸水被害の軽減が図られ、これに対して助成する、雨水流出抑制施設整備促進事業を取り入れておられます。対象地域への導入についてのお考えについてお尋ねいたします。

3点目として、緊急災害用備蓄器材の拡充についてお尋ねいたします。

近年、大規模化する災害、事故などにより、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示権の創設や、国民保護法の施行に伴い、緊急対応体制の充実強化が求められています。本市消防においても、これらの体制整備、高度化が図られていますが、高潮、浸水地域はもとより緊急時における救助派遣要請に必要な救難ボート、寸時に対応できるエアテント、救命胴衣（ライフジャケット）などの充実強化について、即応できる状態にあるのか、危

機管理責任者の立場としての御所見をお伺いし、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 22番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 初めに、平成18年度予算編成についての御質問にお答えいたします。

まず、予算編成の骨子及び規模についてですが、平成18年度の予算編成方針については、去る10月末にお示したところであり、景気動向や税制改正等の諸情勢が先行き不透明な中で、将来的にも安定的な財政運営を可能ならしめる基盤をつくるのが、特に重要と考えており、その基盤づくりに向けての第一歩を踏み出す予算にしたいと考えているところでございます。そのためにも収支のバランスがとれた財政構造に早く近づける必要がありますので、現在進めております行財政改革をさらに徹底し、着実に実行していくとともに、安心・安全で快適な市民本位のまちづくりの推進を図るため、これらを具現化する方向で施策の予算化を進めてまいりたいと存じます。

また、予算規模につきましては、景気の持ち直しが見られておりますことから、税収入の伸びは期待できると思われませんが、三位一体改革による地方交付税の抑制などの影響もありますので、ほぼ今年度と同程度になるものと考えております。

次に、道路、河川など市民に身近な公共財の整備についてでございますが、これらについては適宜状況を見ながら予算措置を行っておりますが、厳しい財政状況の中、限られた財源の中での対応となりますので、実態を十分に把握しながら優先順位をつけ、緊急度の高いものから行っているところでございます。

次に、防府市土地開発公社と防府市土地開発基金のあり方についてですが、議員御指摘のとおり、バブル崩壊後、土地価格は下落傾向を見せており、公共用地を先行取得する意味合いはほとんどなくなっているものと思っております。

こうしたことから、市としましてもこれらの廃止等について検討はいたしておりますが、廃止に当たっては保有土地を市が買い戻すなどの対応が必要となってまいりますので、その買い戻しの財源の捻出等を考慮いたしますと、両方一度にというのは非常に困難であります。そこでまずは、土地開発基金を廃止し、廃止に伴う基金の処分金を市の買い戻しの財源に充てることも、一つの方策と考えているところでございます。

なお、土地開発公社につきましては、保有土地すべての売却も困難であり、さりとて市で買い戻す財源等も大変厳しいものがございますので、引き続き売却に努めてまいりますとともに、貸付等により適正な運営管理に努めてまいりたいと考えております。

また、防府市農業公社の今後の対応についてですが、平成16年度の運営状況は厳しく、

農作業の受託・委託業務の伸び悩みから事業収入は当初の計画を下回っております。このため、防府市農作業受託者協議会や農協等との連携強化による新規委託農家の掘り起こしに努力しており、また、平成16年度からは無人ヘリコプターによる防除作業の本格的な実施にも取り組んでいるところでございます。農業従事者の高齢化や担い手不足等が進み、農地の適切な管理が重要視されている状況にありますことから、今まで以上に行政・農協・関係団体が連携を密にし、相互に機能を補完することにより収益向上に努力してまいり所存でございます。

次に、索道事業の今後の対応についてお答えいたします。

索道事業につきましては、昨年10月の大平山山頂公園オープン以来、ロープウェイの利用者の増加や運営費の見直し等により、収支も改善傾向にありますので、当面は引き続き安全運転に留意しながら、赤字幅の削減に最大限の努力をしてみたいと考えております。

しかしながら、索道事業の継続に当たっては、支柱の建てかえや支索の交換等、今後多額の経費も必要となりますことから、索道事業の存続については、山頂公園オープン後の利用状況等を十分に把握し、平成18年度の早い時期に検討協議会を再開し、御協議、御意見をいただいた上で判断してみたいと思っております。

次に、遊びの広場へのトイレの設置についてですが、各方面からも要望がありますので、ぜひ設置したいと考えておりましたが、山頂公園は国の補助事業により昨年10月にリニューアルオープンし、整備後間もないことから、広場へのトイレの設置については許可は出せないとの回答であり、苦慮いたしているところでございます。

今後の対応につきましては、山頂のトイレを利用いただくようPRに一層努めるとともに、研究課題とさせていただきたいと存じます。

最後に、現在取り組んでおります行政改革と市民本位のまちづくりとの整合性についてですが、本市の行政改革については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治の原点に立ち、聖域を設けることなく、全庁を挙げ、簡素で効率的な行財政運営を推進しているところでございます。

平成13年度からスタートいたしました第3次行政改革前期計画におきましては、ごみ収集業務や学校用務員の民間委託等に取り組み、一定の道筋をつけてまいったところであり、平成16年度までの3年間で10億円近い行政改革の成果を上げておるところでございます。

こうした行政改革による経費削減分については、ごみ焼却施設やリサイクルセンターの建設など、市民生活に密着した経費に充当していきたいと存じます。

本年度からスタートしております第3次行政改革の後期計画につきましては、市民生活に密接に関係する祝日のごみ収集のあり方を行政改革委員会へ諮問し、先月28日、答申をいただいたところでございます。祝日のごみ収集につきましては、原則廃止との答申でございましたが、これにかわり、ごみ集積施設の整備費等に対する補助制度を設けるなど、いきめのいく市民本位の補助金に切りかえることにより、市民サービスの向上に努めてまいる所存でございます。

なお、議員御指摘の日経新聞社のアンケート調査による、「全国優良都市ランキング」でございますが、行政革新度につきましては、一時期そうした情報が流れ、大変残念でありましたが、設問の解釈の幅が広がったことなどもあり、設問の意味を十分理解しないまま行ったことなど、対応の甘さを反省しております。これにつきましては、調査を行った「日経リサーチ」に改めて本市の数値を再計算していただいたところ、659位とされている順位は464位になるとの回答とともに、今回の行政革新度調査については、設問の解釈の幅が広がった点について、担当者から弁があったようでございます。

また、同調査の行政サービス度につきましては、実際に行っているサービス料金や施設箇所数等の実数値であり、特に「小学校数に対する学童保育施設の割合」では、全国上位36位となっております。

一方、本年8月発行の「週刊ダイヤモンド」の全国718都市行政革新度ランキングによりますと、本市は全国上位284位にあり、県下13市のトップとなっております。ランクの内容は人件費比率改善度、ラスパイレス指数、1人当たり純借金減少度、職員削減率などであり、まさに行政改革の実態と言えるものと思っております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、まず、予算の編成ですけれども、収支バランスがとれた財政措置に早く近づける必要があると、こう云々言われましたけれども、総論的には、だれもがわかりますように目の前にごみ焼却場の問題、新総合計画では、老朽化した文福を含めた公会堂の問題とか、市長はマニフェストに書いておられますように、体育館の建設とか、だれが見てもそんな事業を目の前に、予算を組むというのは大変だと思うんですよ。だから、いつでも言うように中期財政計画というのは必要だと言うけれども、何の施策も述べられんと、これで果たして予算編成ができていくのかどうか、私は全く不思議でならんのです。

それから、2番目の市民生活に密着した河川、道路ですけれども、例えば、限定しますけれども、道路維持費に限れば、平成15年度決算では1億8,300万円が、16年度

決算では1億6,700万円、約2,000万円の減になっております。それで、肝心な17年度の教育サイドの学校安全対策費は、何とゼロでございます。今、世間を騒がせている幼児誘拐事件が多発する中、通学路に関する問題とか環境整備が非常に大切と思うんですよ。本当にきめ細かい配慮が全くされていないじゃないですか。そう思うんです。

それから、もう一気に言います。

3番目の土地開発公社、土地開発基金の問題です。おっしゃるとおり、土地開発公社はそれぞれ土地を持っておりますから、それは当然そういうことが言えます。今、土地で申しますと15億円、現金で3億6,000万円。おっしゃいましたように、それを切りかえて整理すれば、それを一部にも充当できるわけです。とにかく、もう先行投資する時代ではないわけですから、必要なとき、予算惜置すれば足りるわけですから、早急にそういうことは取り組んでいただきたい。

農業公社の問題ですが、また、後日、同僚議員が質問しますけれども、簡単に申しますと農協の基盤法の改正等によりまして、今後、個人でなく地域法人への助成とかそういう問題も叫ばれておる中でございますし、農作業受委託にしましても地域はおのずから限定しております。やはり街なかの方たちは、3%の手数料の問題も非常に問題視されておる方がおありと思います。それから、地域特産物の天神みかん、メロン等の振興事業、その他の関連事業、市民農園、牧道、これは全く人件費がかかり、まず無理でございます。それより、先ほど申しました地域のそういう方々たちに、農業振興のために助成していく方が、私はベターと思います。もうここ5年たちましたので、早急に今後の管理運営につきまして真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから、4番目の索道事業でございますけれども、トイレが要るのは当初から、実際わかっておったと私は思うんです。それで、指摘されて、またつくとか言って、それで今の答弁では、関係当局の方から待ったがかかっておると。それはどこですか。防衛施設庁でしょう。それは、そんなことやったら議会も堂々と異議・異論を唱えていかなければいけないと思うんです。だから、結局、今やられることが手戻りになって、全くむだな投資になるじゃないですか。その辺をしっかりと、財政運営も総括の中で取り組んでいただかないと、人が言ったからやるとか、そういう問題では、私はないと思うんです。ですから、そういうことで、今申しました中で、もし何かありましたらお願いします。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 順次、御答弁させていただきたいというふうに思っております。

最初におっしゃいました予算編成の問題でございますが、収支バランスを将来的には、

これを均衡化するという命題を私どもは抱えております。具体的には、基金からの取り崩しとそれから積み立て、これを同額にしたいというふうに思っております。目標年度は平成21年ということでございまして、これは当然、市政運営をして、財政運営をしていく中で、いわゆる実収支が出てまいりますので、その半分は積み立てに回し、その半分は繰越金に行くという前提でございまして。

そこで、今まで行革で決定いたしております、そういった金額がございまして、その部分に、具体的に申し上げますと約2億円程度を積み上げれば、大体平成21年ぐらいにはそういう状況になるんじゃないかというふうに試算をいたしております、御承知のように平成18年度で、いわゆる税収が思ったよりも多少あったと、もしくは前年の繰越金、それから行革効果等々の云々で18億円の財源が出てまいりました。したがって、その半分については積み立てをいたしておりますので、約41億円余りの基金を持っております。

したがって、その行革の達成につきましては、これから数年かかるわけでございますので、その間のつなぎの資金ができたというふうに思っておりますし、その達成した時点では、30億円台の基金は、なおかつ保有できるというふうな試算を私どもは持っております。

したがって、今おっしゃいました、将来予定をいたしておりますごみの関係だとか、ほかにいろいろ老朽化した施設もあるというふうに思うんですが、それに対しては当面、その時点では、いわゆる指標的には多少悪化をするというふうには思いますが、そういったものにも対応できる状況になってくるというふうに信じております。

それから、道路関係でございますが、道路関係につきましては、実は新設でございますとか改良の事業につきましては、これは補助金等々の影響と関係がございまして、これは年次的に進めております。ただ、道路維持補修、河川等につきましては、私ども今、これは県内の各市の状況でございますが、下関でございますとか宇部、山口、徳山、岩国というふうな防府市以上というか、10万人以上の市の状況をとっておりますが、13年度からこれ17年度がわかりませんので16年度までの状況でございますが、河川の方はちょっとわかりかねるんですが、河川については1人当たり割りまして、その中でも予算的には一番だという状況でございます。

それから、道路につきましては、1人当たりについても1番でございますが、延長面積割、延長の長さでございますね、それから面積についても、その中でも単価で割りますと1番という状況がございまして。

したがって、むやみにその予算を削っておるという状況ではございませんが、一つ、河川関係の維持補修関係につきましては、多少年々増えておるような状況が、実際増えて

おるんですけれども、例えば、道路の舗装関係の予算については、議員さん御指摘のとおり減っております。私が今申し上げましたのは、予算上での比較でございますので、これは果たしてそれが適当かどうかということは、確信はございませんので、状況をしっかり判断して、来年度予算については対応してまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、公社と基金の関係でございますけれども、実は公社につきましては、現在16年度末で38億円の資産保有がございます。今回、補正で5億円買い戻しを上げさせていただきましたので、認めていただければ33億円になるかなということでございまして、実はその中で、将来いわゆる収支見通しの中で買い戻しますものが、いわゆるクリーンセンターの用地等が10億円程度ございまして、残りは遊休地としてこれから売却をしようというものでございまして、最終的には、今、中央町の駐車場 緑地用地でございますが、この4億幾ら、それから小さい土地が数千万円ということで、約5億円ぐらいのものになるというふうに思っております。それで今、公社の方は現金保有額が10億円でございますので、それをすべて銀行借入を精算して充てましても、5億円の余裕財源が出てまいります。

一方で、基金につきましては、現金で3億6,000万円持っておりますが、この御時世でございますので、利息についても非常に少ないということでございまして、効率が非常に悪いということから基金については廃止をし、公社については、県下でも有数、全国でも有数になるんじゃないかなというふうに思いますが、そういった体質ができるというふうに思いますので、基金を廃止し、公社は今後の先行取得のためにも残してまいりたいというふうに思っております。当然、公社につきましては、また、債務負担行為ということがございますので、議会にお諮りを申し上げて、土地の取得に当たるということでございますので、御理解を賜ればというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、先ほどの御質問の中で、索道事業についての件がありますので、お答え申し上げたいと思います。

一口で言いまして、索道事業の件でございますけれども、昨年何度も申し述べておりますように、大平山の山頂公園がオープンいたしました。今、利用状況ですけれども、様子を見るというふうに、今回も答弁をさせていただいておりますけれども、昨年の10月以前1年間と山頂公園ができた今年の1年間、ざっと比較してみますと、ロープウェイを利用された料金でいたしますと約1.6倍、人員でいたしますと2.数倍程度、利用者がふえております。しかしながら、この傾向が未来永劫続くとは、とても思っておりま

せん。

したがいまして、何度もこれも申し上げておりますけれども、18年度に入りましたら早々に、早い時期に索道の検討委員会の再立ち上げをいたしまして、これからの索道の事業についての御検討をいただきたいというふうに考えております。

それと、もう1点のトイレの設置の件でございますけれども、いろいろ今検討しております。一つの要因が国の縛りの中でということも、先ほど市長が答弁を申し上げました部分もあるわけですが、それを、そういった要因がある中でなるべく早い時期に、もう1基なりのトイレの増設といったものを前向きに考えていきたい、そういった気持ちでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） もう回答は要りません。財政部長、よその市と、1番、2番とかそういうことを言うてるんじゃないですよ。皆、議員もしっかりわかっているでしょう。現実に舗装が悪いというのは、皆あちこちから出てるでしょうが。それをどうするかという、予算18億円余らすのが、あなた、取り柄じゃないわけだから、それをしっかり、現場をそういうふうに現実に見て、示されるというのが当たり前なのに、あなたは予算措置は皆、やる時はあれですか、現場を見んと、よその市がこうだから、うちは優位だからいいとか、そういう査定でどんどんやるんですか。そんなことじゃ市民はたまったものではない。

それから、産業部長、トイレはやらんと言うんですか。ちょっと、もう一回言ってください。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 先ほど申し上げましたように、なるべく早急に増設するのか否かの結論を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 御答弁は必要ないということではございましたけれども、もう一度、誤解があったようでございますので、申し述べさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたように、これはよその市との比較ということだけで申し上げました。現実をよく見てからということではございますし、予算査定の段階でも担当者を含め、私も現場は見ておるつもりでございますので、どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 答弁がぐだぐだ言っておりますので、時間が過ぎる。もう次へ進みます。

市長が、私が言った日経新聞の、それは言いわけを言われたのはわかります。それから、ダイヤモンド社の調査のことはわかります。しかし、先ほども、安藤議員もありましたように、サービスを低下して人減らし、人件費を減らす、こんなのは行革とは言えないわけです。だから、ちょっと1回、私は私なりにこの調査を踏まえて、一応私なりに御報告させていただきます。それで、日本経済新聞が6月に発表した、市長も言われました行政サービス度、いわゆる、俗に言う施設、教育とか、そういうものは本当に順位がいいわけです。肝心な行政革新度という、いわゆる透明度、効率化・活性化度、市民参加度、便利度、これが非常に悪いということなんです。

まず、透明度は我が市は、これは偏差値80の中で36.7%、いわゆる行政の透明度を高める外部監査制度の導入、いわゆる民間人の登用ですね。我が市は市長就任のとき、外部監査制度の規約条例が制定されております。しかし、それは必要に応じてとなっております。しかし、市長はかつて5項目文書で、市政の正常化を訴えられて出たりされておるわけです。それじゃなくして、やはり行政をしっかりと透明、公正的にするわけでございますから、このために、じゃあ全国でこの民間人の登用が75%されていると書いてあるわけです。だからその辺やらが一つの指摘をする事項でございます。

次に、2点目の効率化・活性化度31.8%、これは経営の効率化を推し進めるのはやはり首長であっても、最終的には職員のやる気にかかっておると。いわゆる人、組織の活性化の問題だと。我が市には職員の人事考課制度はありますけれども、下から上を見ることは、何か聞くと実施しているけれども、実際一つも適用されていない。市長みずから、市民の負託を受けてるんだからいいけれども、自分は自信を持ってそういうことも試されたいいいじゃないですか。そういうことが、私は言えると思うんです。いわゆる取り組みの姿勢を言っているわけですね。

それから、組織の問題でも、私は過去、調整会議をやったらどうかと言ったら、いや毎週部長会議があるから、ごく、つい最近の例ですけれども、ホテルの問題しかりじゃないですか。議会はおろか、そういう肝心な一般職員さえ知らんような状況がある。やっぱりそういうことというのは、しっかりやっちゃんないといけないと思う。

それから、3番目の市民参加度、これは38.2%、各種審議会委員への住民公募による参加、これは全国80%、今まさに市民活動というのを図書館の中でやられようとしておりますけれども、やはり市民主体のコミュニティ行政、政策形成への参加と、そういう

ことが言われておるわけでございます。

次に、4番目の利便度、これは40.3%です。これはまさに出張所や駅前サービスセンターなどにおける各種諸証明の交付でございます。先ほど午前中、安藤議員の指摘がありましたけれども、市長は当初、アスピラートにああいうものがないと、非常に批判されて、全くつい最近になってからやめたと。きょうも安藤議員の答弁で、非常に人件費にお金がかかるからと。例えば、今現在、各出張所はファクスで全部取り扱っております。それで、15年度は1万5,581件、16年度は1万6,314件と。ファクスでやってもいいではないですか。ITとか難しいことをやろうとすることないわけですよ。それが本当の真の、私は行政サービスだと思うんです。まさに、駅前の人が集まるところにそういうサービスをしていくことが、だから、人やお金の問題ではないと思うんです。まして現実に出張所がそういうことをやっておられるんだから、やらなければいけないと思うんです。そういうことをこの中で申しておられるわけでございます。

したがって、先ほどから言いますように、節約ばかりで行政改革が、何にも、サービスが低下していくわけですから、その辺をしっかりと見きわめられて、この調査というものは、こうしたことから私はうかがえるということを申して、この項は終わります。

議長（久保 玄爾君） 平成18年予算編成に当たりを終わります。

2番の災害対策について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） それでは、私の方から災害対策についての1つ目、高潮対策について、2つ目、治水対策について、3つ目の緊急災害用備蓄器材の拡充についてをお答えいたします。

まず、樋門の管理体制の確立で、手動による管理人の防災訓練の実施についての質問にお答えいたします。

樋門は、大雨や台風が襲来したときの高潮時に、市民の生命や財産を守るための大変重要な施設の一つであります。このため、地域の実情をよく理解しておられる方に樋門の管理をお願いしておりますが、老朽化した樋門においては手動操作のものや扱いにくいものもあります。さらに、管理人さんの高齢化が進んでおり、急速な改修が必要となっております。今後、樋門の日常管理に万全を期すとともに、樋門の計画的な改修について検討するなど、安全で効果的な管理ができるように管理人を招集し、樋門の操作及び緊急時の対応について周知徹底を図るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道、農業農村管理のポンプ場の一元化についてお答えいたします。

この問題につきましては、行政改革の取り組みの一つとして検討してきたところでございます。農業農村課が所管している8カ所の排水機場のうち、中関方面の諏訪屋排水機場

及び中関排水機場につきましては、背後地に住宅地を抱えており、その重要性をかんがみ、完全自動化に改修するとともに、平成15年度から下水道建設課において一元的な管理を開始したところでございます。

また、すべてのポンプ場、排水機場の維持管理における機械、電気の技術的対応についても、下水道建設課に受け持たせることといたしました。

いずれにいたしましても、雨天時におきますポンプ場、排水機場の管理に、確実な運転と状況に応じた機動的かつ適切な対応が何よりも重要であり、議員御指摘の危機管理機能強化のための体制は、絶えず検証していかなければならない事項であると考えております。

次に、治水対策について。市街化区域における浸水区域の把握についてお答えいたします。

浸水区域の把握についてでございますが、梅雨時期の豪雨や台風時におけます浸水被害の状況につきましては、市街化区域の内外を問わず、水害の都度、整理しております。このうち過去に床上浸水のあった国衙地区については、来年度の対策着手に向け準備を進めているところでございます。

浸水被害の要因といたしましては、水路の断面不足によるもの、海水位の上昇によるもの等、さまざまであると認識しております。

議員から御指摘いただいた要因の1つ目、防府総合堰における農業用水取水計画の見直しについてお答えいたします。

防府土地改良区が管理している防府総合堰は、昭和34年に整備され、以後46年間、受益地面積773ヘクタールの農地に用水を供給し続けてまいりました。取水量につきましては、農繁期の最大取水量は毎秒4.198トン、農閑期は毎秒2.079トンと年間必要量を国土交通省に申請し、農業に必要な水量を確保しております。

浸水被害が予想される大雨時には、防府総合堰の樋門を防府土地改良区を通して閉じるように指導しております。また、各河川の堰につきましても、管理人により、雨水が十分に流れるよう管理しているところです。

さらに、緊急時に迅速な対応を行うため、現在実施しております新農業水利システム事業により、総合堰を遠隔操作することを計画しております。また、各取水ゲートもあわせて改修しておりますので、完成後は、スムーズな対応ができるものと考えております。

農閑期における取水量につきましては、地域の環境美化及び緊急時の防火用水等のため、必要量を確保しているところですが、今後、防府土地改良区をはじめ、関係機関と協議してまいりたいと存じます。

次に、御指摘の2つ目、市街地市道の側溝浚渫土の除去についてでございます。

側溝や水路の浚渫や清掃につきましては、各自治会で実施いただいております。市では浚渫土やごみの収集・運搬の支援を行っているところです。雨水路の流下能力確保のために、非常に大切な取り組みであると認識しており、今後とも官民共同の取り組みを基本として事業を展開してまいりたいと考えております。

しかしながら、浚渫が工法的に困難な砂溜柵や暗渠もありますことから、これについては道路管理者としてバキューム工法等により対応しているところです。また、特に交通量が多く危険な箇所につきましても、状況によりまして、必要な対策を講じてまいりたいと存じます。

次に、3つ目の主要幹線道の排水対策でございますが、問題のあると考えられる幹線道路については、周辺の状態等を調査し、関係道路管理者への協力依頼等を行ってまいりたいと考えております。

次に、長期的対策としての南北幹線水路の築造についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、本市では古くから雨水対策に取り組み、県内最多のポンプ場を整備するとともに、河川改修や雨水排水路整備を行ってきたところです。しかしながら、雨水排除のための十分な幹線が確保できない地域があり、宅地化が進んで、依然、豪雨時には浸水の危険性が生じております。

雨水を速やかに海域に排水するための河川等の幹線水路は、雨水対策の根幹でございます。本年4月には、下水道の雨水排水部門を河川課に移管したところであり、河川事業、下水道事業、道路事業、農業用水路事業等の枠組みにとらわれることなく対策を検討し、浸水被害の軽減に努めてまいりたいと存じます。

次に、雨水流出抑制施設の設置に対する助成制度の導入についてでございますが、幹線道の排水対策として提案された雨水貯留浸透事業の内容も踏まえまして、お答えいたします。

近年、雨水のピーク流量を抑えるための雨水貯留施設や、雨水の流出量を減少させる雨水浸透施設による浸水対策が、首都圏を中心に講じられているところでございます。

河川等の幹線水路の能力不足等を補うために行われているものですが、その方策は遊水地や調整池の整備、開発の規則、浸透柵の設置や浸透トレンチの布設等さまざまであり、不用な浄化槽の雨水貯留槽への転用等に対する助成も、その一方策であろうと認識しております。

本市におきましても、従来、田畑が担ってきた雨水の一時貯留機能が、都市化の進展とともに失われてきており、雨水の流出を抑制するという新たな考え方は、総合的な雨水対策の上でも欠かすことのできない視点であろうと思います。山口県内での導入事例はござ

いませんが、実施都市の状況を調査し、防府市の現状に有効な方策や、その効果等を考えてまいりたいと存じます。

次に、最後になりますが、3点目の緊急災害用備蓄器材の拡充についてお答えします。

緊急時における救命救助に必要な資器材として、消防本部に水難救助隊用の救命用ゴムボート2艘、エアテント1張り、救命胴衣39着を備えています。しかしながら、災害時において、消防本部とともに救命救助に当たる水防団等の資器材は十分なものとは言えませんので、今後必要とされるものについて、計画的に充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 余りにも質問が多かったので、申しわけない気もいたしますけれども、簡単に申していきます。

樋門の管理人体制の確立は、やはり樋守人の方にはかなりの経験者がおられると思うんですよ。やはり一堂に会して、そういう苦労話とか体験談を話されて、1年に1回はそういう研修をやられるのが非常にいいと思いますので、ぜひこれはやっていただきたいと思います。

それから、農業用水の遠隔操作等されるということは非常にありがたいわけですが、すけれども、いわゆる農繁期を過ぎて水位を下げてほしいというような、それは雨が降ったとき、道路の排水の問題もありますけれども、特に青井手、乙井手なんか、広い川では、流れが速いことと水位が高いので、一方では、子どもの安全対策、非常に川に落ちられるとかそういうことがあるわけですから、やはりその辺はある程度斟酌して取り組んでいただきたいことを言っておきます。

それから、市街地の側溝の浚渫土ですが、これは平成12年度から、二、三人の同僚議員も過去いろいろと指摘されておりますから、これはまさに年次的にもぜひやっていただきたいと思います。

それから、一つの排水の要因となっておる県道54号線でございますけれども、ほかの県道もあると思いますけれども、これも真剣に排水対策を立てていただきたい。

それから、一番肝心の南北幹線水路のことでございますけれども、防府市総合計画の中での治水排水対策として、安全で安心な市民生活の確保とありまして、都市化が進む中での下流の排水対策、こればかり触れられております。先ほどから申しますように、市街地における治水対策というものが、ぜひこれは入れるべきだと思います。これは、ちょっと、総務部長、その辺の考え方をお願いします。

それから、今、県河川は洗川とか柳川、馬刀川、市は勘場川と、周辺、非常に整備されておりますけれども、例えば、鉄道高架事業が行われたときの江川の整備で、国衙、東勝間一帯の住民の方は、非常に不安が解消されたと喜んでおられます。何か、聞くところによりますと、緑町あたりの、そういう整備計画があると、ちょっとうわさを聞いておりますけれども、その辺ちょっと土木建築部長、あとお答え願いたいと思います。

それから、肝心なことは、水利権を持っておるのが、土地改良区でございますから、この非常に難しい南北幹線水路の築造に当たっては、やはりそれらをテーブルに着いていただいて、当面の対策とかも真剣に考えていただかないと、いつまでたっても絵にかいたもちになるので、その辺をぜひお願いしておきたいと思います。

それから、雨水流出抑制施設整備促進事業でございます。

ある市では浄化槽を再利用して、水中ポンプを使って庭木やらに水をまく、いわゆる水中ポンプ代約4万円を助成するところがございます。それから、浸透枳か貯留タンク、これは1基当たり2万円のを助成して、それぞれ家庭に設置して水資源の有効利用を図ると、そういうことにされております。

それで、終わりの、地域管理責任者としての緊急災害用備蓄器材の充実でございますけれども、これは、壇上で申しましたように、今、全国的にいろんな災害対策としての緊急要請が伴うわけですから、これはぜひとも、やはり要るものは補充していただきたいということを申しておきます。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。時間がありませんから、簡潔に。

総務部長（嘉村 悦男君） 総合計画でございますが、これは5年前につくったものでございます。現在今、見直しをしておりますして、議会のまちづくり委員会の中でも、御指摘をいただいておりますように、いわゆる前の計画については、いわゆる市街化区域内における農地の開発が進み、小水路からの浸水が発生するとか、いわゆる市街地における開発が進み云々ということで、今の見直しの中では、議員さん御指摘のような項目が挙がっておりますので、それらの項目等が後期基本計画に入るといふふうに御理解を賜りたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほどの緑町の横の排水計画について、詳細に聞きたいということがありましたが、緑町を境として、その隣の国衙地区でございます。それにつきましては、平成17年度、設計を行っておりますので、18年度から工事に着手して浸水対策を図るものでございます。

以上です。

22番（大村 崇治君） 最後ですが、市長のマニフェスト、合併しなくても財政はびくともしないとか、一部幹部職員の中には合併しなくてよかったとか、単独市政で十分やれるとか、やはりそういう穏やかな発言はないように慎重に、今後とも取り組んでいただきたいをお願い申し上げまして終わります。

どうもありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で22番、大村議員の質問を終わります。

ここで、3時まで10分休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 3時 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

次は10番、木村議員。

〔10番 木村 一彦君 登壇〕

10番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。本日最後の質問になるかと思いますが、どうぞ最後までよろしく願いいたします。通告に従って質問いたしますので、当局におかれましては、簡潔明瞭なる御答弁をお願いいたします。

まず、最初に合併問題に対する市長の見解についてお尋ねいたします。

先月13日、1市4町の合併によって誕生した新山口市の市長に初当選した渡辺純忠氏は、選挙中から任期中、防府市などとの合併によって30万中核都市を実現する、できなければ辞任すると、このように不退転の決意なるものを表明し、4年以内の防府市との合併をいわば最大の公約の一つに掲げて勝利されたわけであります。そして、早くも当選2日後の15日には、松浦市長を訪ね、合併についての協力を要請したと報道されております。

合併は、松浦市長も常々言ってこられたとおり、相手のあることであり、相手の意向も聞かずに一方的に不退転の決意なるものを開陳されることに、私としてはいささか違和感を覚えるところでありますが、これに対する松浦市長のお考えはどうでありましょうか。

15日の会談の正確な内容も含めてお答えいただきたいと思います。

また、報道によれば、松浦市長は「1市4町と合併しなかったことは、市民の理解を得ていると思う」これは今年7月1日付の山口新聞ですがと述べておられます。そこで改めて、この1年半を振り返って、2市4町の合併協議が防府市と防府市民にもたらしたものは、一体何だったのか、そして、そこからどんな教訓を酌み取るのか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

ところで、この間、松浦市長は新山口市長誕生と絡んで、「県央部に30万人の中核都市が必要との考えに今も変わりはない。合併しないとは一言も言っていない」これは11月15日付の中国新聞ですねと強調しておられます。そして、「相手の強引なやり方で県央合併協議が破談になり、まだ1年半しかたっていない。市民の心は傷ついており冷却期間が要る」としながらも、「山口市の新市長には誠意が感じられ、こちらにも誠意を持って対応しなければならないと思う」と述べて、4年間で市民の合意が得られるかについて、不可能なことではないとの認識を示したこれは11月15日付山口新聞ですねと報道されております。かと思えば一方では、今年4月15日の市広報の市長からのメッセージで、これは年度初めのあいさつであります、「春の出発と言えば、行政も同じです。一方的に譲歩が求められた合併協議の休止から1年が経過し、誇りある防府市の新しいスタートの新年度になりました。私は、歴史と伝統に輝く防府市を県央部においてピカッと光った都市にすべく、全力投入で働いてまいる所存です」などと、単独市政の運営に意欲を示し、その可能性・将来性を大いに展望するかのような発言もされております。

これらを見る限り、市民にとって市長の合併に対する腹のうちと申しましょうか、基本的な考えはどうなのか、極めてわかりにくいと言わざるを得ません。来年5月には、防府市の市長選挙も予定されておまして、松浦市長も立候補することを既に表明されておられますが、特に次の4年間、合併に対してどのようなスタンスで臨むのか、この際、わかりやすく市民に説明していただきたいと思っております。

次に、税制改革について質問いたします。

政府は来年度から、戦後最悪の増税負担増と言われる税制、いわゆる税制改革に踏み切ります。その内容は、老年者控除など、各種控除の廃止、定率減税の縮小・廃止など多岐にわたっており、とりわけ65歳以上の高齢者・年金生活者を狙い撃ちにすることになります。この税制改正のほかに、医療制度の改悪も計画されておまして、特に高齢者の医療費負担は飛躍的に増大することになります。さらにさらに、政府税調は2007年度から消費税の増税計画も明らかにしておまして、これらが高齢者をはじめとする国民各層にダブルパンチ、トリプルパンチとして襲いかかることになるわけでありまして、所得そのものが年々低下する中でこのような負担増は、国民の生存そのものを危うくするものだと言っても過言ではありません。そこで、この際、新年度からの税制改正の内容を説明していただくとともに、その市民への影響はどのようなものか、具体的なモデルで示していただきたいと思っております。

一方、今回の増税によって市の税収も増えることとなります。一体、市税収入はどのく

らい増えるのか、試算を示していただきたいと思います。

ところで、こうした市税の増収分は他の一般施策に充てるべきではなく、影響を受ける市民の暮らしと福祉、地域経済を守る市独自の負担軽減策や福祉施策の充実を図ることに充てるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、祝祭日のごみ収集について質問いたします。

市の行政改革委員会は、先月の28日、市長から諮問のあった祝日のごみ収集のあり方について、原則として祝日のごみ収集は廃止することという答申を行いました。これが実施されれば、現在週2日の収集日がさらに減らされることになり、市民生活は多大な影響を受けることになります。

そこで、お尋ねいたします。そもそも、このことが行政改革の俎上に上ったきっかけは、一体何だったのでしょうか。また、この祝祭日の収集の廃止の目的はどこにあるのでしょうか。お答え願いたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 10番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 合併問題に対する私の見解についての御質問にお答えいたします。

先般の合併協議におきましては、本市と旧山口市の2つの市によるスケールメリットのある合併が実現してこそ、真に住民福祉の向上につながるという考え方を持っておりました。御承知のとおり、先日の山口市長選挙を通じ、新聞報道等において本市を含めた合併に関する言及があったところであり、大まかな内容・趣旨については、私なりに理解しているところです。

また、去る11月15日に面談した折、渡辺山口市長は「防府市との合併と県央30万の都市づくりは、多くの山口市民の意思と考えており、きょうのところは、そのことをお伝えしたい。これから改めてお話をしていきたい」と述べられたところでございます。また、その後の記者会見においては「防府市に対しては失礼がないようお願いしていく立場である」という発言をされたというふうに聞いております。

次に、2市4町の合併協議会休止以降の総括についての御質問でございますが、10年後に本庁舎を特定の位置に建設するということが、合併協議を休止させる直接のきっかけにはなりましたが、それ以前の段階において、旧山口市は旧小郡町との結末を選択し、これが分水嶺となって新しい流れが形成され、本市は合併の枠組みから切り離されていった

ものと考えております。

しかし、昨年の市民アンケートに見られますように、市民の皆様には、この間の経緯を十分御理解いただくとともに、その後も多数の激励を賜っているところでございます。このことについて、私は、市民から本市の潜在能力に対する信念や自負に基づいた意思が示されたものと理解し、大変心強く思うと同時に、健全な市政運営を引き続き行うことへの要請は、極めて強いものであると感じているところでございます。このことから、私は今後とも行政のスリム化を進め、コンパクトで安心・安全、快適で防府市らしいまちづくりを一層推進していきたいと考えております。

最後に、今後の考え方についてでございますが、昨今の社会経済状況並びに地方自治を取り巻く環境の変化は目まぐるしいものがございます。行政を預かる者としては、こうした状況変化に的確に対応していく必要があると考えております。こうしたことから、私は、合併は究極の行政改革であるということを一貫して申し上げており、中核都市づくりの重要性については深く認識するところでありますが、市民一人ひとりの心を心として、市民の理解を大前提とすることを基本的なスタンスとして取り組んでいく所存でございます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） それでは、合併問題について再質問させていただきます。

今の市長の御答弁からもほぼ推察はできるわけですが、この間の2市4町の合併協議、休止以降の1年半、改めて振り返ってみますと、昨年10月に後期基本計画策定とあわせて、合併問題に対する市民の意見を聞くということで市民5,000人に対してアンケート調査が行われました。その結果は、単純計算でありますけれども、これまでどおり単独市政でよいという答えが最も多くて52.3%、どちらとも言えないというのが23.3%、ただし、これは市長のこの議会の一般質問の答弁の中での解説もありますように、この23.3%、どちらとも言えないというのは、徳地町との合併がちょうどこのときは進んでいたという状況の中で、徳地町との合併を考慮に入れた答えであろうというふうに市長は解説されております。さらに、単独市政でなく1市4町との合併を目指すべきというのが20.7%、一番少なかったわけですね。

こういうふうに、今、市長が御答弁でもありましたように、その後、市民の主要な意見は、単独市政でやっていくべきだということ、回答を一たん、一応出したわけですね。そして、それに基づいて市長もいろんな場所で、誇りある防府市、防府市らしさを生かしたまちづくりを進めるんだということをいろんな機会に発言されております。その中には、先ほど私が壇上で言いましたように、広報でも県央部でピカッと光る独自のまちづくりを

進めるんだと、こういう誇り高い宣言をされているわけですね。

そういう流れから見ますと、今のところ防府市は他の市とすぐさま合併する状況にないということは、市長も記者会見、その他で、当面合併する状況ではないということをおっしゃっておりますので、そういう流れになっていると思うんですが、その辺、改めて市長に確認の意味でお伺いします。いかがでしょうか。流れについて。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 何度もこれは申しておることでございますけれども、合併ということは、当然相手様があることでございます。相手様との協議というものが調ってこそ、その調うには市民の御理解というものが大前提になってくると、こういうことは一貫して申しておるところでございます。と同時に、時代は物すごいスピードでいろんなことが動いております。そうした時代の中で、ブレーキを踏んだり、アクセルを踏んだり、あるいはハンドルを切ったりとかというような的確な対応がリーダーたるものには求められているということは、これまた否めない事実でございます。

そうした時代背景などなど、いろいろなことを考えながら、私に今課せられている仕事は、今の防府市政を預かっている身といたしまして、市民に喜んでいただけるような、安心・安全で快適な生活を送っていただけるような都市づくりに邁進をしていく、そして同時に、起こり得るであろう変化に的確な対応をしていくと、こういうところでございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 合併に関する一般論でなくて、今、問題にしているのは、新しく1市4町が合併した山口市との合併の問題ですね。特に新市長である渡辺さんが防府市との合併を、大きい公約に掲げておられるということですから、あくまで今の新しい山口市と防府市との合併という具体的な問題で話をしているつもりであります。

そこで、市長は、ちょっと前になりますが、今年9月27日の記者会見で、「県央部合併協議で新庁舎の位置など無理難題を押しつけてきたのはあちらで」、つまり山口・小郡の側であって、「この状況に変化がない限り、12万防府市民の理解は得られないと思う」これは翌日9月28日付朝日新聞ですね というふうに述べておられます。そして、今度新しい、新山口市長、渡辺さんが当選されたときには、渡辺新市長からのお話を受けて、先ほど壇上でも言いましたが、「新しい市長には非常に誠意が感じられる」ということを言った上で、「今度、もし山口市と協議するからには、過去の延長線上ではなく、全く新たなものになるだろう」と、この話し合いはですね、というようなことも言っておられます。

だから、先ほど言ったように、今までのような向こうが無理難題を押しつけてきたこの

状況に変化がない限り、合併協議の再開というのはちょっと俎上にのらないんじゃないかということと、それから、渡辺新市長との話は、過去の延長線上ではなくて、全く新しいものになるんじゃないかというふうに言われている。その意味合いというのは、渡辺新市長になられて、かつて無理難題を防府市に押し付けてきた状況に変化がありそうだというふうに感じておられるのかどうか、その辺をちょっと申し述べてもらいたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 御承知のとおり、昨年4月まで、ひざ詰め談判で話をしてきた6人の首長のうち、既に5人の方が政治の第一線から身を引いておられるという現実がございます。そのほかの5人の方々と私と合わせた6者で、どれだけ長時間談判をしたやら、それはわからないわけでございますけれども、そのことと、それから今回、新市長が誕生したという新しい事実、これは全くリーダーがかわったわけございまして、そのかわられた新しいリーダーがどのようなお考えを持っておられるかということについては、これは防府市の責任者として耳を傾けて、議会の皆様とも相談をすることも必要でしょうし、市民の方々との御相談をしていくことも必要でしょうし、やはりきちっとした対応はしていくことが当然ではなからうかなと、こんなふうに考えているわけでありまして、当然、前回の協議をしておりました方々との内容が、そのまま延長で、来るはずがないと、新しい方になっているわけですから、そのように私は考えておるわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 同じく、先月11月15日の新聞報道によりますと、松浦市長は「しばらくは単独市政を維持する。すぐ、早急の話ではない。ゆっくり時間をかけて話し合いましょう」というようなことを言われておりますし、それから、同じ11月15日の山口新聞では「防府のためにならない合併なら強引に進めようとは思わない」、こういうふうにも言っておられます。それから、これはずっと前の話、7月になりますけれども、まだ新しい山口市長が生まれるずっと前ですが、今、言われたように、「また、合併を考える時期が来る。そのときに、合併協議で主導権がとれるように行政改革などをしっかりしておきたい」、こういうふうに言われています。山口新聞、7月1日付ですね。

こうして見てみますと、今、渡辺新山口市長になられてから、これまでと違うリーダーになられたので、違う状況も出てくるだろうという期待も持っておられるようですが、期待というかそういう感触を持っておられるようですが、もし松浦市長の任期中に、再び真剣に合併協議を再開しなければならないというふうに考えられるとすれば、今の主導権の問題とか、それから、防府のためにならない合併なら強引に進めるつもりはないと、こういう文脈からいいますと、どういう提案が、例えば新山口市長からあった場合に、真剣に

合併協議を再開する条件が開けると考えておられるのか。先の想定の話で、わからないといえればわからないかもしれませんが、ちょっとわかるようなニュアンスで答えていただきたいなと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員もおっしゃったように、私は終始一貫でございますが、合併は相手様のあること、そして、そのことは市民のため、防府市のためになるものでなくてはならない。合併をして防府市や防府市民が、言葉は悪いわけですがけれども、犠牲になっていくような合併に、ゴーサインを出せるリーダーシップをとる者は、私はいないと思います。市民のためになる合併であるならば、どんどんして、スケールメリットのある、そして足腰の強い都市をつくっていくということは、これは当然なことではなかろうかというふうに私は考えておりました、同じように、山口市のリーダーシップをとられた新しい市長さんも、同じようなお考えの中で山口市民のため、山口市のため、いろんなことをお考えになれるわけございましょうし、そうした中で、防府市との合併が山口市民のためになるんだというお気持ちであるならば、いろいろなお話がその中で醸し出されてくるに違いないだろうと、こういうふうに考えているわけでありまして、今までとまたひとつ違った話し合いということもあるのかなという感じでございます、どのようなことが出てくるかということ想定しているかということについては、私の推量の余地を超えたものであるというふうに考えていただければと思っております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 言葉を変えて言います。最初に言いましたように、1年半前に、ああいうふうにあちら側が無理難題を押しつけてきた。この状況に変化がない限り、防府市民の理解を得られないということでもありますから、煎じ詰めて言いますと、もっと極論しますと、また庁舎問題で同じような、つまり、もう新しい市になりましたから、そういう町名はありませんが、山口・小郡の新山口駅周辺云々という、ああいうことがまた出てきた場合には、これは話にならないというふうに理解しますが、いかがですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 庁舎の位置もさることながら、それ以前のいろいろな諸問題もありますし、いろんなものが、すべてが俎上にのぼってくると、私は、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） もうちょっとはっきり言ってもらいたいんですが。それでは、これでこの問題については最後にしたいと思いますが、また、松浦市長は、記者会見

等で、「私の任期中に合併話が再燃するようなことがあれば、住民投票に付す」、これは7月1日の山口新聞ですね。それから、同じく7月1日の読売新聞では「任期中に合併の話が来たら、市としての方針が決まった段階で住民投票を行い、市民に判断をゆだねるべき」、こういうふうに言っておられます。

ですから、任期中に合併話が再燃したら、住民投票で決めるということは、これは市長が議会でもこれまでも言われておりますし、はっきりした公約だと考えていいんですが、ただ、私がちょっとどういう意味かなと思ったのは、今読んだ読売新聞に、「市としての方針が決まった段階で、住民投票を行い云々」と言っておられます。ここに私、ちょっとひっかかったんですけども、合併すべきかしないべきかということ、白紙委任で市民に問うのではなくて、市としての、つまり市執行部としての方針が決まった段階で、住民投票にかけるというような言い方をしておられますが、これの真意はどういうところにあるのでしょうか。ちょっと説明していただきたいと思いますが。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） あくまでも起こり得ることを想定してのことでございますので、もしかしたら言葉足らずであったということで、随分の後ほどに、取り消さなければいけないことになるのかもしれませんが、そのことは前置きをさせていただきますが、市としての方針というものの中には、私はたくさんあると思います。合併するということを決めたりとか、あるいは法定協議会をつくらうということとか、いろんなことが方針の中に、私は含まれてくるというふうを考えておりまして、いずれにしても住民の、市民の心というものを的確に判断しながら、その方針を定めていく必要があるというふうに、私は、かなりこれから先のことでございますので、どんなことが出てくるのか、ちょっと想定がつかないんですけども、そういう意味における方針でというふうに理解をいただけたらと思っております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） いずれにせよ、30万人の中核都市が必要だという市長の見解、考え方そのものが市長のお考えですから、これを云々するつもりは、私はありません。私は反対の意見を持っておりますけれども。

しかし、いずれにせよ、先ほどから言っていますように、合併協議が休止になって、防府市民もアンケート結果に示されているように、大半が単独市政でいくべきだというふうな一定の結論を出し、また、市長もそういう市民世論の背景のもとで、防府市の誇りあるまちづくり、誇りある防府市ということをつたえつづけておられます。しかも、大きくなくともピカリと光るような、そういうまちをつくっていくという決意を示されてお

ますので、その線でぜひこれからも市民と協力していただきたいということを申し述べまして、この項は終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、税制改革について。財務部長。

財務部長（中村 隆君） 国による税制改正の内容と市民への影響、税収見込みについてということでございましたので、お答え申し上げます。

平成16年・17年税制改正は、国が現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」

これは地方分権の推進を支える税制ということでございますが、この構築に向け、国・地方を通ずる個人所得課税の抜本の見直しを展開しつつ、定率減税を縮減するとともに、応益性や偏在度の縮小、非課税等特別措置の整理・合理化等のためといった観点からの所得税法や地方税法の改正でございます。

まず、市民税の均等割額において年齢65歳以上の方のうち、平成17年中の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置の廃止により、所得金額125万円以下の方につきましては、経過措置として、平成18年度は均等割額の3分の2を控除し、1,000円ということでございます。また、平成19年度は3分の1を控除し、2,000円の均等割額が課税されます。

また、65歳以上に認められておりました老年者控除の廃止、これは48万円でございますが、並びに65歳以上の方の公的年金等の控除額の縮減、具体的には年金収入額260万円未満の控除額が140万円でございますが、年金収入額330万円の控除額が120万円になるということでございまして、それによりまして、所得金額が125万円を超えると見込まれる方には、均等割額3,000円が新規に課税されます。

さらに、生計同一の妻に対する2分の1課税の廃止により、均等割非課税限度額以上の所得がある場合、経過措置として、均等割額が1,500円課税されていた方が3,000円へと増額課税がされます。

次に、市民税の所得割額におきまして、平成17年度課税まで所得割額の15%、上限4万円でございますけれども、その定率減税が2分の1、すなわち所得割額7.5%、上限2万円というふうに縮減される改正となっております。

そこで、今、申し上げました国の税制改正による市民の影響について、2つのケースを例として説明を申し上げますと、ケース1として、年金収入額260万円の65歳以上の単身者の方で、社会保険料を20万円としたケースを例にいたします。平成17年度は、公的年金控除額が140万円ありましたので、所得金額は120万円となりました。市県民税は、そういうことで非課税となっておりましたが、平成18年度は、公的年金控除額

が120万円となったことによりまして、所得金額が20万円増加いたします。所得は140万円となるわけでございます。そこで、市県民税均等割額が4,500円と定率減税分を差し引きました市県民税所得割額は4万200円、合計で4万4,700円、これが課税をされることとなります。

なお、国税でございます所得税は、平成16年は9,600円、平成17年は6万5,600円、平成18年は7万3,800円となります。

また、ケース2といたしまして、年間収入700万円、これは4人家族で妻が専業主婦、そして子どもが2人と、そのうちの1人は特定扶養の場合というふうに仮定をいたしまして、平成17年度の市県民税の均等割が4,500円、市県民税の所得割が定率減税分を差し引きまして22万6,100円、合計で23万600円となります。それから、平成18年度は市県民税は25万500円となりまして、1万9,900円の増額となります。また、平成17年の所得税は18万6,400円、平成18年は20万9,700円となります。

次に、これらに対します市税の増収見込みについてでございますが、仮に平成16年中の老年者の所得を参考に計算をいたしますと、公的年金控除の縮減と老年者控除の廃止によりまして、約1億7,000万円、定率減税縮減で約2億500万円、その他均等割額におきまして1,900万円ということで、合計で3億9,400万円の増収になるというふうに見込んでおります。

なお、この国によります税制改正に伴いまして、納税者に大きな負担が生じるということが考えられましたので、来年2月の申告時期に先んじて、市広報、市のホームページに税制改正の概要を掲載するとともに、税制改正の概要のお知らせ等、チラシを準備いたしまして、11月初旬から市内15カ所の公民館等で申告事前相談会を実施してまいりました。また、年が明けて防府税務署と共催で老年者等への説明会をさらに開催をいたします。今後も、市民、納税者の方には、税に対する説明責任を十分果たしてまいりたいというふうに考えております。

次に、今回の国の法改正による市税の増収分については、市民への負担軽減策にどのお尋ねございますが、このたびの税制改正は高齢者ばかりではなく、市民各層に広く影響が出るものでございます。このことから、市独自の負担軽減策につきましては、市民負担の公平性の確保や受益と負担の適正化という観点から、行政運営に当たって支障が生じることもございます。また、法律等で定められた減免制度もございますことから、御理解を賜りたいというふうに思います。

なお、実務的には税収入の増加によりまして、地方交付税それから地方特例交付金、減

税補てん債と、逆にこれが減少いたしますので、少子高齢化に伴う扶助費の増加をかんがみました場合、なおさら市独自の施策というのは困難であろうというふうに考えておるところでございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 今、詳しく御説明いただきましたが、税金を払う立場からもっとわかりやすく説明し直していただきたいと思うんですが、国税である所得税、それから地方税である市県民税合わせて、平成16年には今のモデルでいきますと、65歳の単身者で年金260万円の人、この人を例にとってみますと、平成16年には国税と地方税合わせて幾ら払うのか、平成17年には幾ら払うようになるのか、平成18年にはこの人は幾ら払うようになるのか、ちょっとその点を、65歳以上単身者、年金260万円で説明してもらいたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 単身者ということでございまして、これは年金収入260万円ということで、平成16年度は地方税、市県民税についてはかかっておりません。それから、所得税につきましては9,600円でございます。ですから、合計で9,600円。それから、17年度課税におきましては、やはり税制改正がございませんので、影響がございませんから、前年分でございますので、前年所得にかかりますので影響がなかった関係で、ゼロ円と、いわゆる市県民税でございますね。それから、所得税は6万5,600円。それから、18年度は市県民税が4万4,700円でございます、県民税と合わせまして。所得税につきましては、7万3,800円でございます。ということになるかと思います。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 大変な増税ですね。65歳以上単身者、年金収入260万円というと、かなり年金でも高い方の方ですけれども、それにしても、16年度は9,600円、所得税だけかかっていた。市県民税はかかっていなかった。17年度には、これが、所得税が6万5,600円に、一けた違う所得税がかかるようになった。さらに18年度には、市県民税も4万4,700円かかって、所得税が7万3,800円、合わせますと、おおかた12万円ぐらいになりますね。だから、9,600円だったものが、2年後には12万円になる。大変な増税になるわけです。特に、これ、年金生活者ですからね、大変ですよ。私ももうじきこの年金になるんですけれども、大変なことになる。

それだけではありません。こういうふうに計算上、所得が上がりますと、ほかのところにもどんどん影響してくるようになるんです。収入は、実際に入ってくるお金は同じでも、

控除がなくなったりしますから、所得が多く見積もられる、計算されるようになりますから、これがいろんな高齢者福祉の制度に影響を与えてきます。例えば、高額療養費の自己負担限度額、これとか老人保健法の医療費一部自己負担とか、高齢者住宅改造費補助とか、老人福祉電話とか、緊急通報電話設置事業とか、布団丸洗いサービスとか、布団乾燥サービス、家族介護者慰労金支給事業とか、養護老人ホームの入居とか、こういうものに全部影響してきて、所得のランクが上がりますから、全部高くなる。それから、市営住宅家賃も影響してきます。あらゆる面に影響してくるということで、本当に高齢者は、これからは生きにくい世の中になってくると思いますね、実際問題として。私も人ごとではありませんよ、本当に。もう大変な、それこそ年寄りにあれするのは、枯れ木に水をやるようなと言った人がおるらしいですけども、まさにそういうことが、これからがんがんやられるということでもあります。

そこで、健康福祉部長にお尋ねしますけれども、今、いろんな老人福祉にかかわることに影響を与えと言いましたが、国民健康保険や介護保険にも、この所得が計算上増えることによって、この保険料が影響を受けてくると思うんです。健康福祉部長と生活環境部長と、お二人それぞれお答え願いたいと思いますが、それはどのようになるか、今の65歳単身、年金260万円で答えてもらいたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それではまず、私の方から国民健康保険料への影響についてお答えさせていただきます。

保険料の算定方法でございますけれども、このことにつきましては、既に議員さんは十分に御承知のことと存じますけれども、最初に簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。と申しますのも、今、財務部長が税金の御説明を申し上げましたけれども、国民健康保険は、若干ちょっと影響の仕方というものが変わってまいりますものですから、恐れ入りますけれども、説明させていただきます。

国保の会計では、まず年間の保険給付費などの支出見込み額を算出した後に、その額から国・県や一般会計からの収入見込み額を差し引いて、保険料の賦課総額を決定します。ですから、収入しなければならぬというのが、ここでフィックスされるわけです。次に、この賦課総額を基準に、被保険者数による均等割、世帯数による平等割と所得による所得割を決定していくことになります。

したがって、税制改正による賦課所得が増加すれば、一般的には保険料の増加が考えられますけれども、具体的な保険料への影響につきましては、不確定要素もいろいろございまして、ここで幾らだということとはなかなか申し上げにくいところがございます。

ですから、例えばということでしたので、これは例えばの話でございまして、条件が17年度当初から全然変わらないままで推移した場合というふうにお考えいただきたいと思います。65歳単身、年金収入260万円の方で、あくまでも現行の料金で単純に保険料を計算しますと、来年度の税制改正により年金所得が20万円増えますので、それにこの中から17年度当初の保険料率、これは8.9%でございますので、これに所得率を掛けると年間1万7,800円の増加となるというふうになります。

しかしながら、このたびの税制改正に伴う国民健康保険料への急激な負担増を避けるため、本年12月中には何らかの具体的な激変緩和措置が国の方で検討されているようでございます。

また、保険料の減免制度につきましてでございますけれども、世帯の前年の所得総額により、法定の軽減措置により対応しているところでございますが、それ以外の減免制度につきましては、国保会計の健全な観点から困難であると考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 介護保険料の件でございますが、介護保険制度というのは、高齢者の介護を社会全体で支える社会保障制度ということでございます。それで、高齢者の方にも被保険者として保険給付費の一部を本人の課税状況、所得の状況、世帯の課税状況などに基づいて設定された保険料として負担していただくということになっております。

それで、この介護保険の制度につきましては、基準額を現段階では、いわゆる3段階が基準となりまして、それから、所得に応じて率を0.75なり、0.5なり、多い方については1.25なり、1.5ということで、いわゆる3段階の基準の方を中心にして、多い方と少ない方でバランスをとるとというのが計算の仕方でございます。

したがって、今の、例えば260万円ということでしたが、これは先ほども申し上げておりますように、いわゆる第1号被保険者の方については、約23%ぐらいの方が影響を受けられるであろうと。で、それについては、現在、私の方で想定しておりますのは、ちょっと金額についてはあれなんですけれども、いわゆる今まで非課税だったものが課税になる、本人が課税になるということで上がられる方と、それが約5.6%ぐらい、あと本人が非課税でも世帯が課税になるという場合が、今ですと大体17.5%、足して約23%の方が影響を受けるであろうというふうに見ております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番(木村 一彦君) 国民健康保険料にしても介護保険料にしても、あくまで来年度どうなるかわかりません、全体の給付がどうなるかということで。仮定の話ですから、正確な数字は言われぬのもごもっともだと思いますが、仮に、今、生活環境部長が言われたように、今と全く変わらない、今年と全く変わらないと仮定した場合、そういうことはあり得ないんですが、仮定した場合には、大体、今の65歳以上、年金260万円、単身で1万7,800円ぐらい上がるだろうと。介護保険も、これ、他市ですけれども、他市の計算で、大体防府市と同じような規模のところでも、やはり1万数千円、介護保険料が上がるだろうという試算が出ております。ですから、税金以外にもこういうものが上がってくるということで、大変な状況です。

そこで、私、壇上でも言いましたが、一般的な救済策というか、高齢者に対しての市独自の支援策というのは難しいかもしれませんが、せめてこれまで議会のたびごとにお願ひしてきました国保料や介護保険料の減免制度、これをやはり検討してもらいたい。これだけ税と、いわゆる公租公課がどっと上がってくるわけですから、せめてこれはやってもらいたいということ、これはもう要望として出しておきたいと思います。それでこの項は終わりたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 次は、祝祭日のごみ収集について。総務部長。

総務部長(嘉村 悦男君) 次に、祝祭日のごみ収集についてお答え申し上げます。

去る11月28日開催の行政改革委員会において、祝日のごみ収集のあり方について答申をいただいたところでございます。内容につきましては、「原則として、祝日のごみ収集は廃止すること。ただし、夏場6月から9月については、当面収集するものとし、同時にごみ減量化について官民一体となってさらに推進すること」でございました。

これが行政改革の俎上に上ったきっかけや廃止の目的は何かということですが、これは県央部合併協議の中で、他団体にあつては祝日のごみ収集を実施しないかわりに、ごみ集積施設整備事業に対する補助制度があり、本市が大変おくられていることがわかりました。地区懇談会におきまして、ごみ収納容器設置に対する補助金要望もあつたことから、行政改革として取り組んだものです。廃止が目的ではなく、よりきめ細やかな環境保全対策を講じていくためのものであります。

答申には、祝日が重なつた場合、週に1回は必ず収集することや、ごみ収集について市民の皆様に対し我慢していただくことにより、ごみ集積場のネットやごみ収納容器及びごみ集積施設建設への補助制度を新たに設けることや、ごみの減量化に結びつく補助金の増額など、いきめのいく補助金を交付することも含んでおり、さらに、官民挙げてのごみの減量化に取り組み、便利で快適な市民生活に向けて努めてまいりたいと存じます。

また、祝日のごみ収集をしない市が県内で過半数を占めており、市民の皆様の御理解もいただけるものと考えております。このたびいただきました答申につきましては、民意のあらわれとして重く受けとめ、確実に実行してまいりたいと存じます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 民意のあらわれということをおっしゃいましたが、私、いろいろ、特に主婦の方々に聞きますと、「困る」と。今でさえ、週2日でも夏場は大変な、家の中にゴミをためておかなければいけないわけですから、それでも大変なのに、それがさらに減るということは大変だと。何とかならないかという声の方が、私は聞いた範囲では多いと思います。

そこで、生活環境部長、ちょっとお尋ねしますが、先ほど、この祝祭日のごみ収集をやめたことで増収になる、これは説明会などで1,700万円ぐらいの削減になるんではなかるうかという御説明でしたが、これを、今、総務部長の御説明のように、ゴミステーションや電動生ゴミ機への補助に充てるというお話でありましたが、今、市内のゴミステーションの実態、それから電動生ゴミ機への補助の推移はどのようになっているか、お答え願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 御質問が2点ございまして、まず、生ゴミのステーション、これの実態がどうなのかということと、電動生ゴミ処理機の購入に対して補助金を出している、その推移がどうなっているのかという御質問だと思いますけれども、まず、生ゴミのステーションにつきましては、市内に約2,800カ所ほどステーションを設置していただいております。そして、今まではそういったことに対する助成をしておりませんでしたけれども、それぞれ自治体の方で工夫をいただきまして、猫、犬、カラスそれぞれの自衛策を講じていただいております。それで、地域によりましては、地域の皆様方がボランティアで木とか金網とかいうものを使って、自分たちでつくっていらっしゃる、あるいはネット、いわゆる交通の妨げになるところは、とりあえずは時間を、ちょっとだけ路肩を借りて網をかぶせておく。そして、収集が終われば、すぐネットをはずして通行量を確保していくと、そういったところの自治体もございまして、さらにはそういうちょっと余裕があると申しますか、収集車が行くところに余裕がある場合には、いわゆるゴミ収納容器、通常ワンリヤカーと申しておりますけれども、そういったものを設置していらっしゃる自治体もございまして。

それで、このたび助成制度を設けるということで検討しておりますけれども、今後、買

いかえとか、新しく設置したいという自治体におかれましては、これから十分に広報活動していただきまして、活用していただけるようにしたいと思います。

それから、電動生ごみ処理機の推移でございますけれども、15年度で50台、金額にいたしまして49万1,039円となっております。それから、16年度で50台、55万円の支出となっております。それから17年度、これは今の、まだ、これは四半期に分けて補助をしておりますけれども、今、二、四半期までで32台、32万円の助成というふうな実績となっております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 時間がまいりましたので、手短に申します。

先ほどの祝日のごみ収集廃止のきっかけといいますか、行革の俎上に上ったきっかけというのは、県内の大半の市がやっていないということと、それから、これは説明会等で聞いたわけですが、合併協議の中で、他市がこういうステーションなんかに補助を出している。防府市は出していない。こういうことがきっかけになったやに聞いています。

しかし、私に言わせれば、この合併協議の中で、こういうことが出て、防府市の実態が他に比べて違うということで、これは防府市もやらなければいけないのではないかという、それからごみの祝祭日の収集は、やっていないところはかなりあるではないかということで、この話が出てきたんだろうと思いますが、しかし、私に言わせれば、県内13市のうちで確かに祝祭日やっていないところが7市、しかし、やっているところも6市あるんです。しかも、その中には宇部市などのように、通常でも週3回収集しているところもあるんですよ。

ですから、そういうところから比べれば、これをやめるという理由には、私はならないと思うし、それから、ごみの減量化をするためにごみステーションや電動生ごみ機を支援すると。それは確かに支援しないよりした方がいいですけども、これをやったからといって、直ちにごみの減量化につながるとは決して思えないし、むしろ、日々の、毎日の、毎週の主婦の方々の悩みの種は、やはりごみをどう処理するかということですから、この要求の方にまず目を向けていただいて、これはぜひ市民の要求を大事にするとおっしゃっている松浦市長のもとですから、ぜひともこれは従来どおり続けてほしい。私に言わせれば、収集日をもう1日増やしてほしいというぐらいのことを要望して、時間が過ぎましたので、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で10番議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4 時 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 1 7 年 1 2 月 9 日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 佐 鹿 博 敏

防府市議会議員 山 根 祐 二